

の保管出納をなす者は明かに之を區別すべきが故に此の兩者の間に意思の共通無き限りは容易に不正の支出をなすこと能はざるものと謂ふべし而して本條に仕拂命令の職務は現金出納の職務と相兼ねることを得ずとあるが故に仕拂命令官が現金仕拂の職務を兼ね得ざるは勿論現金收入の職務をも兼掌し得ざると明かなりと雖も歳入徵收官が現金出納の職務を兼ねるは本條の規定以外にして支障無きや否や聊か疑問の存する所なり

明治二十一年五月大蔵省より上奏したる會計法案第三十七條には仕拂命令官財務行政官の職務は金錢出納の職務と相兼ねることを得ずとありて其の説明を觀るに右仕拂命令官及び財務行政官は自ら仕拂の命令を發し若しくは歳入出の事務を取扱ふも現金は少しも取扱ふことを許さず其の現金を取扱ふ官吏は出納官吏に限る斯く歳入出の事務を取扱ふ官吏と現金を扱ふ官吏とを全く區分したるは會計上の檢束に最も必要なりとすとあり然るに現行法には右に所謂財務行政官を除外したるより察すれば歳入徵收官が現金出納の職務を兼ねるは必ずしも之を禁ぜざるの趣旨なりと謂ふべき歟更に物品會計官吏に就きても右法案の説

明に本條に物品の出入を掌る所の官吏の職務を兼行することを禁ぜざるものは物品會計の事たる現金の會計とは大いに事情を異にする所あり現金會計の規則と全く同一になすべからざればなりとあり而して物品會計規則を見るも別に何等の規定無きにより是れ亦物品出納命令官が物品會計官吏を兼ねるも支障無しと認めたるもの歟但し會計法の精神より論すれば此等は總べて其の兼行を許さざるを原則となすべく萬不得止場合に於いてのみ例外を認むるものとなざるべからずかの現金前渡官吏の仕拂事務を認め居るが如きは不得止に出でたる一の例外なりと謂ふべしされば立法論としては廣く命令官の職務と出納官吏の職務とは之を兼ねることを得ず但し何々の場合は此の限りにあらずなど規定するを可なりとすと謂ふべきに似たり

第十章 雜則

第一節 特別會計

第三十條 特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得

特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

一四二 特別會計の意義及び種類 特別會計を設くるも亦豫算單一の原則に對する例外の一なり抑も國家の歲入歲出は悉く總豫算中に編製せらるゝを原則とすべきものなりと雖も之に對して全然例外を認めざらんか變通の途杜絶せられ國家機關の活動を澁滞せしめ機宜に適したる處置を探ること能はず却つて不經濟を釀すに至るべし是れを以て追加豫算特別會計豫算の例外を認むること既に述べたるが如く而して追加豫算につきては第二一項に於いて説明したるが故に本項に於いては専ら特別會計の全般に涉り略述する所あらんとす

特別會計とは特殊の事由に基き一般會計より分立して特別の收支をなさしむる

をいふ是れ固より原則に對する例外なれば輕々に之を許すべきものにあらず若し行政官府が其の必要と認めたる場合に法律の規定を妨たず自由に之を行ふも可なるものとせんか豫算單一の原則は容易に破壊せらるゝの憂あるべし之を以て會計法第三十條の規定を設け特別の須要に因り會計法に準據し難きときは法律を以て特別會計を設け得るの趣旨を明瞭にせり特別會計を設くる特殊の事由換言すれば特別の須要とは如何なるものなりや是れ固より事實問題なるが故に豫め之を限定して説明すること難し會計法草案の説明を觀るに備荒儲蓄金の如き預金局の預金の如き諸學校及び諸作業廳の如き類は其の經濟を政府一般の會計より分離し別に會計を立つるを便とするを以て此の如きの類は法律を以て經濟の分離を許可することと定めたるなりとあり然れども今日に在りては右の類例以外に殖民地特別會計の如き異例のものをも生じたれば特別の須要の何たるかは個々の事實に當りて決定せらるものと謂ふべし

特別會計法は大正四年度現在に依れば二十五の多數に上り又各會計法中細かに分類せらるゝものあり稍濫設の嫌無しとせず政府は之を整理して漸次其の數を

減するの方針なりといふ左に如何なる種類の特別會計あるか分類して説明せん
(一) 作業特別會計 作業特別會計とは政府が經營する事業の損益を明瞭にし經濟的にし且つ其の事業に對する施設を安全ならしめんがために設くる會計をいふ蓋し事業に關する收支を一般總豫算中に編入するときは該事業に依りて生ずる損益、事業の盛衰消長を知るに困難にして且つ一般豫算の影響を蒙り事業の有益なる擴張も之を行ふこと能はず緊急止むべからざる支出も之を實行する能はざるが如きことあるべし是れ本特別會計の制を認めたる所以なり此の種に屬するものは作業特別會計法(第二三、三法律)に依り定められたる造幣局、印刷局、製鐵所、電信燈臺用品製造所、海軍採炭所、專賣局の特別會計を始め陸軍作業會計法(第一一八號)に依りて認められたる東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠及び千住製絨所に於ける特別會計、帝國鐵道會計法(律第六六號)に依る鐵道院の特別會計の如き是れなり

(二) 學校圖書館特別會計 學校教育及び圖書館事業の如きは公益的のものにして永久持續を要し且つ妄りに變動するを許さざるものなれば是れ亦特別會計を

立てしむるなり此の種に屬するものは東京帝國大學を始め各大學の特別會計(第四〇、三法律)學校及び圖書館特別會計法(第四〇、三法律)に依る文部省直轄諸學校及び帝國圖書館の特別會計なりとす

(三) 資金若しくは基金特別會計 資金特別會計とは例へば海軍工廠資金會計法(二法五律第一九號)に依り海軍造船及び造兵の工廠に於ける材料物品貯蓄の資本として海軍工廠資金を置き特別の會計を立つるが如きをいひ基金特別會計とは教育基金特別會計法(第三二、三法律)に依り教育基金を置き之を普通教育費に使用するため其の歲入歲出を一般會計と區分し特別會計を設置するが如きをいふ猶ほ右の種類に屬する法律を擧ぐれば國債整理基金特別會計法(律第九、三法律)貨幣整理資金特別會計法(第一一七號)森林資金特別會計法(第三二、三法律)臺灣官設鐵道用品資金會計法(第三五、三法律)陸軍營繕費補充資金特別會計法(第四一、三法律)治水費資金特別會計法(第四四、三法律)等頗る多し

(四) 殖民地特別會計 殖民地等行政區域の關係上特殊の須要あるに因り設くる特別會計にして此の種に屬するものは臺灣總督府特別會計法(律第二〇、二法律)樺太廳特

別會計法(四〇、三法律)關東都督府特別會計法(第一七號)朝鮮總督府特別會計法
(四三、九緊急勅)(令第四〇六號)是れなり

以上の外中央備荒儲蓄金預金局預金郵便貯金郵便為替金郵便取立金特別會計(三
二、法律第(一八號)事業公債及び鐵道公債特別會計(第三二、二法律)在外帝國專管居留地特別會計
(三二二號)帝國學士院學術獎勵金特別會計(三四、三法律)等あれども煩を避けて一
々之を列擧せず

一四三 特別會計法規一斑 特別會計は法律を以て設置せられ而して之が會計
規則は勅令を以て規定せらるゝこと恰も一般會計法に對し會計規則あるに等し
故に特別會計は全然特別の法規に基き處理するを要するものなり然れども特別
會計規則中何々は會計規則第何條に依るべし又は何々に關する規則は總べて會
計規則第何章の例に依ると規定したるあり其の他此の規則に規定せざるものには
總べて會計規則の各條項を適用すと規定したるもの等ありて一般會計の規則を
用ふるもの多きが故に其の特別會計に特殊の點のみを研究せば特別會計の何た
るかを略ぼ了解し得べしよりながら等しく特別會計といふも其の種類多く法規

の内容彼此異なるあり之を一括して説明するは不可能に屬するが故に詳細の研
究は讀者箇々の法規に就きて之をなすべく爰には單に作業特別會計法學校及び
圖書館特別會計法等につき其の一般と異なる點を略述するに止めんと欲す

(一) 特別會計は自己の收入を以て自己の經費を支辨するを本質とす 故に例へば
作業會計に在りては其の事業を經營するため固定資本据置運轉資本を置き作
業上の收入及び其の附屬雜收入は作業の費用に充つるを許し學校及び圖書館
會計に在りては資金を所有し資金より生ずる收入授業料寄附金政府の支出金
其の他の收入を以て其の一切の歳出に充つるを許すものなり之を會計法第十
二條第二項の國務大臣は其の所管に屬する收入を國庫に納むべし直ちに之を
使用することを得ずとあるに比すれば其の大いに趣を異にするを知り得べし
學校及び圖書館特別會計の目的は其の收入を以て支出に充て殘餘あれば之を
維持資金として積立て漸次資金を増殖して其の獨立維持を圖るに在り然れど
も維持資金の増殖は事實に於いて甚だ困難にして果して何れの時に獨立し得
るや殆んど豫測し難き現況に在り

(二) 歳出を支出するは仕拂元受高を超過することを得ず 作業所は据置運轉資本に屬する現金の持越高及び當該年度の收入濟歳入額を以て仕拂元受高とし歳出を支出するはたとひ豫算の範圍内なりと雖も此の仕拂元受高を超過することを得ざるものなり(作會規一三)學校及び圖書館會計に在りても之と同様にして當該年度の收入濟歳入額を以て仕拂元受高となし歳出を支出するは此の仕拂元受高を超過することを得ざるものなり(學會規一一)故に特別會計に於ける支出は現金と豫算との兩方面より制限を受けたとひ豫算ありと雖も若し仕拂元受高なければ支出することを得ざるものと知るべし一般會計に在りては豫算あらば支出をなし得べく定額使用權を得たる範圍内に於いては各省大臣は之が資金の有無を顧慮するを要せざるに特別會計に在りては豫算あり且つ仕拂の資金ある時始めて支出をなし得るものにして此の點亦大いに一般會計と其の趣を異にせり而して仕拂元受高の何たるかは各特別會計に於いて異り全く政府の支出金を受けずして自己の財産自己の收益のみを仕拂元受高となすあり又政府の支出金を受くると雖も其の金額法律にて確定せるものあり(例へ

ば東西兩帝國大學の如き)毎年度適當と認めたる金額を豫算にて定むるものあり(例へば學校及び圖書館の如き)區々にして一定する所なし

(三) 歳出を支出するため金庫に向つて仕拂請求書を發するものなり 仕拂請求書は一般會計に於ける仕拂命令に該當せり(作會規一四、學會規一〇)而して仕拂請求書の發行前調定をなすべきことは一般會計に於けると何等異なるところなく(作會規一六學會規一三)唯作業會計に在りては各年度の歳出に屬する請求書を發するは毎年度三月三十一日を限りとし(作會規一九)一般會計の如く整理期間を置かず又帝國大學、學校及び圖書館特別會計に在りては翌年度四月三十日を限りとし(學會規一二)一般會計よりも整理期間を短縮せり(會規四四)

右に述ぶるが如く仕拂請求書を發すと雖も例へば臺灣官設鐵道用品資金會計の如きは仕拂命令を發せるが故に特別會計に在りては必ず仕拂請求書を發するに限れるものと速斷すべからず要するに仕拂命令といひ仕拂請求書といひ其の名稱は異なるも其の實質は同一なりと知るべし

(四) 特別會計に置ける豫算の繰越は現金の繰越を伴はざるべからず 一般會計に

於ける繰越は單に大藏大臣の承認を求めて其の手續をなせば足れりと雖も特別會計に於いて豫算を翌年度へ繰越さんと欲せば該豫算に伴ふ仕拂の資金をも繰越さざるべからず是れ特別會計に於ける支出が豫算と現金との兩方面より制限を受くる自然の結果なりとす

(五) 特別會計豫算中に豫備金を設くるものと然らざるものとあり、之を設けざる特別會計が其の支出を要するときは先づ一般會計豫備金より特別會計に受入され更に特別會計に於いて支出をなすものとす學校及び圖書館特別會計の如き此の例なり

豫備金を豫算中に設けたる場合にも特別會計の種類に依り其の科目の名稱及び支出の手續等異れり即ち專賣局特別會計には豫備金に關し何等の規定無く同規則第二十八條に此の規則に規定せざるものは總べて會計規則の各條項を適用すとあるにより全然一般會計の規定に準據すべく又帝國大學特別會計に於いては一般會計と全く同一趣旨の豫備金を設け(計法第六條 特別會)第一豫備金は所管大臣之を管理し之が支出をなしたるときは其の金額理由を示す所の計

算書を作り大藏大臣に通知すべく大藏大臣之が通知を受けたるときは會計検査院に通知するものとせり然るに一般會計に在りては第一豫備金支出をなす場合には所管大臣大藏大臣の承認を受くることを要するものとなせるが故に此の點彼此稍相違あり(計規則第十八條)而して第二豫備金につきては特別會計法に何等の規定なく隨つて一般會計規則に準據し勅裁を経て支出すべきものなり(帝國大學特別會計 規則第三十一條)

第二節 國庫金の取扱

第三十一條 政府ハ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命ズルコトヲ得

一四四 國庫金の取扱に關する制度

國庫金の取扱に關しては三個の制度あり

(1) 國有金庫制度 (2) 委託金庫制度 (3) 預金制度是れなり

(一) 國庫金を取扱ふ國の機關を金庫といひ國有金庫制度とは國家自ら獨立したる金庫を政府部内に置さ現金の收支有價證券の出納を掌らしむる制度をいふ例へば我が國に於いて明治二十三年四月現行金庫規則實施以前大藏省内に金庫

長短制度の
局の設けありて現金の出納を掌りしが如きをいふ
(二) 委託金庫制度とは國庫金の取扱を一國の中央銀行に委託して取扱はしむる制度をいひ我が國現行制度の如き是れなり
(三) 預金制度は政府の收入を總べて中央銀行の預金となし一切の經費は此の預金銀行に宛て、振出したる小切手を以て支辨せしむるをいひ英國に於いて行はるゝ制度の如き是れなり

以上三個の制度中其の最も安全なる點よりいへば第一の制度に如くは無しと雖も現今之に國庫金の取扱をなさしむるも何等の危険無きこと殆ど保證し得べく殊に大藏大臣は常に嚴重なる監督をなすものなれば第二の制度を採るも亦安全にして且つ一般金融との調和を保ち得るが故に第二の制度は第一の制度よりも得策なりと謂ふべし加之銀行は金錢出納事務に練熟せるが故に官廳自ら之を行ふよりも銀行に委託して之を行はしむる方敏活に處理することを得て過誤を生ずること少し是れ委託金庫の制を探る所以なり若し夫れ金融上最も有利なる

點よりいへば第三の制度を探るべしと雖も右は金融機關著しく發達し極めて安全に取引し得るにあらざれば未だ俄に是認すべからざるなり

我が國の現行制度に於いては銀行の資金と國庫金とは全く之を區別し兩者の間に截然たる牆壁を築きて流通混用することながらしむ即ち國庫金に關する金櫃帳簿は銀行營業部と混淆せざる様判然區別し一見して其の金庫の金櫃帳簿の藏置しあるものたることを識るに足るべき標章を掲げ置かしむること、せり(三大藏省訓令第六號)然れども如何なる場合にも全然融通を許さざるものとせんか國庫金非常に豊富にして民間の金融甚だ逼迫を訴ふる際に於いても將た國庫は收入時期の關係等より缺乏を告ぐるに拘はらず銀行は取引の緩慢に倦む場合に於いても何等相救互助の途無く甲は睡りては乙は覺むるの不調和なる現象を來すべし故に日本銀行の營業部と國庫との間に一時貸借をなし得るの制を設け互に相融通することを許したり明治二十七年六月法律第十六號國庫金出納上一時貸借に關する件はれなり是れ預金制度に一步を近づけたるものと謂ふべし

右の法律に依れば政府は國庫金出納上一會計年度間餘裕あるときは相當の利子

を徴して之を當座預又は定期預として日本銀行に預け入ることを得べく又一時不足を生ずるときは相當の利子を附し日本銀行より借入を爲すことを得べし但し借入ることを得べき金額は大藏省證券發行額と合せて當該年度該證券の發行最高額を超過することを得ざるなり

一四五 金庫の職務の範囲 國庫と金庫と相異なる點につきては既に第三八項に於いて述べしが如く國庫は財產權の主體としての國家をいひ金庫は國庫に屬する現金の保管出納を掌る機關をいふ隨つて國庫は一有つて二無く無形的抽象的のものなるも金庫は其の數多く有形的具象的のものなり金庫規則(第二、一二六號勅令)第一條に曰はく金庫は國庫に於いて保管出納する現金を取扱ふ所とすと以て金庫と國庫との間に明かに區別の存する所あるを知るべし

金庫は現金の保管出納をのみ掌る機關なりや否金庫規則は右に示すが如く單に現金につきてのみ規定せしも明治二十三年一月勅令第二號を以て預金規則に定めたるものゝ外法律勅令又は從來の規則に依り政府に於いて保管の義務を有する公有金私有金は總て大藏省預金局に寄託すべし法律勅令又は從來の規則に依

るの外政府は公有金私有金を保管せずと規定し又明治二十六年七月勅令第七十號を以て各官廳に於いて管理する政府所有の有價證券は保管の爲め大藏省預金局に寄託すべし政府に於いて保管の義務を有する公有私有の有價證券は大藏省預金局に寄託すべしと規定したり而して明治二十三年十一月勅令第二百七十三號を以て大藏大臣は各地金庫をして法律命令に依り大藏省預金局の保管に屬すべき金錢及び證券の取扱を爲さしむることを得と規定し更に明治二十六年九月大藏省令第二十號を以て保管物取扱規程を設け其の第一條に明治二十三年勅令第一號明治二十六年勅令第七十號に依る金錢有價證券の保管受渡は此の規程に依り金庫に於いて取扱ふものとすと規定したるが故に金庫は單に政府に所有權ある金錢の保管出納をなすのみならず保管の義務ある公有金私有金政府所有の有價證券及び保管の義務を有する公有私有の有價證券をも取扱ふものなり

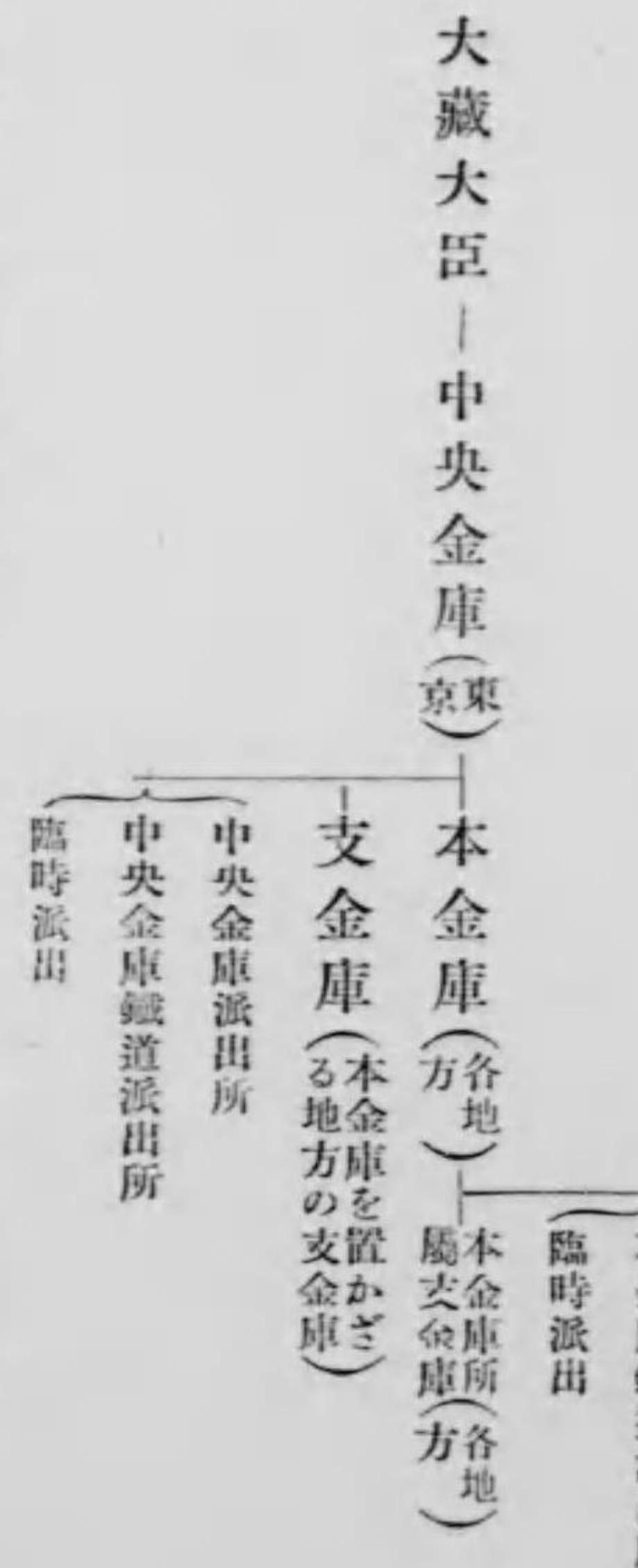
一四六 金庫の組織 金庫は之を分ちて第一中央金庫第二本金庫第三支金庫の三種とす(金規二)中央金庫は東京に本金庫及び支金庫は各地方に設置せらるゝものにして其の位置及び各金庫の出納區域は大藏大臣之を定め(金規三)大藏大臣は

金庫を管理し(金規四)中央金庫は各地の本金庫を統轄し本金庫は所屬の支金庫を總轄す但し本金庫を置かざる地方の支金庫は中央金庫之を總轄するものなり(金常設派出規五)

以上三種の金庫ありて各其の所在地に於いて事務を取扱ふものなりと雖も尙ほ其の他に金庫員を派出して取扱をなさしむるものありこれに常設派出所と臨時派出とあり常設派出所とは金庫に遠隔なる地方へ派出所を設け其の所在地を出納區域とし金庫員を派出して支金庫に準じ一般金庫事務を取扱はしむるもの(三九、九大藏省告示第八六五號)及び帝國鐵道會計所屬出納官吏の保管する現金の出納並預け入臨時派出れに關する事務に限り取扱はしむるため一定の箇所に設くる派出所をいふ(四大藏省告示第五〇號)臨時派出とは臨時に金庫員を派出して俸給の仕拂、稅關、稅務署、專賣支局出張所、專賣官吏派出所等に於ける歲入歲出雜部供託金の受入等を掌らしむるをいふ臨時派出も大藏大臣の令達に基くものなれば中央金庫限り自由に決定し得るものにあらざるなり

金庫の現在數は大正四年四月一日の調査に依れば中央金庫一本金庫三十五、支金在金庫の現数

庫四百六十二派出所四十二鐵道派出所十八計五百五十八にして外に臨時派出百二十九鐵道代理店三十四あり以上述べたる金庫の組織を更に表示すれば左の如し



一四七 金庫出納役及び其の責任 前項に述べたる中央金庫、支金庫の現金の保管出納は日本銀行をして取扱はしむるものなり(金規六)即ち會計法第三十一條に政府は國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得とあるに基き國庫金を取扱ふ機關たる金庫の事務を日本銀行をして取扱はしむるなり而して日本銀行總裁は會計規則百十一條第一項に依り金庫出納役として金庫の出納を掌理するものと

す又日本銀行の支店長、出張店長又は代理店長は金庫出納役の代理として其の事務を分擔すべく(金規七八)日本銀行は中央金庫、本金庫、支金庫の現金の保管出納に付き政府に對し一切の責任を負ふものとす(金規一一)即ち金庫出納役も亦出納官吏の一種として會計法第二十六條に依り國庫の現金及び有價證券の保管出納に就きて一切の責任を負ひ會計検査院の検査判決を受くべきものとす故に金庫出納役は會計検査院の検査判決を受くるため一年度内に執行したる出納の計算書を調製し證憑書類を添へ之を大藏大臣に送付すべく又會計検査院の検査を受くるため毎月各金庫出納内譯書を調製し證憑書類を添へ大藏大臣に送付すべきものとす

(會規一二の第二項乃至第四項)

會計検査院に於いて計算書及び證憑書類を検査し正當なりと判決したるときは金庫出納役に對し認可狀を交付し其の責任を解除すべきこと他の出納官吏の場合に於けると等しく院法二〇若し正當ならずと認めたるときは有責任とすべきや將た責任免除の事由ありや等につき判決すべきものにして此の種に屬する判

決は明治二十七年三月六日名古屋本金庫より大阪に廻送したる天保錢其の他千貳百餘圓が紀州沖に於いて船舶に起りたる火災の爲め焼失沈没したる事件に對し不可抗力を原因とし會計法第二十七條に依り免責したるを嚆矢とし爾來或是有責任の判決をなしたるもの或は無責任の判決をなしたるもの或は一部有責任一部無責任の判決をなしたるもの又は再審開始の上免責の判決をなしたるもの等其の例頗る多し

一四八 帳簿及び検査 金庫に於いて備ふべき帳簿の種類其の規程出納の順序及び金庫の検査規程は大藏大臣之を定むべきものにして(金規一二)大藏大臣は明治二十六年十一月大藏省訓令第三十九號を以て金庫出納事務規程を設け(1)總則(2)歳入部(3)歳出部(4)雜部(5)現金運轉(6)帳簿(7)計算報告(8)決算整理の八章及び附則に分ち帳簿の種類出納の順序等につき詳細の事項を規定し又明治三十四年四月大藏省令第五號を以て金庫検査規程を設けたり

金庫に備ふべき帳簿の種類は金庫に依りて異り中央金庫に在りては(1)現金出納日記簿(2)現金出納原簿(3)各地本金庫現金出納内譯簿(4)各地本金庫收支金報告額

整理簿(5)歳入金各廳内譯簿(6)歳出金各廳内譯簿(7)歳出仕拂未濟縁越金各廳内譯簿(8)雜部金内譯簿(9)現金種類別簿(10)支出簿の十種、本金庫に在りては(1)現金出納簿(2)現金出納原簿(3)歳入金各廳内譯簿(4)歳出金各廳内譯簿(5)歳出仕拂未濟縁越金各廳内譯簿(6)雜部金内譯簿(7)現金種類別簿(8)支出簿の八種、支金庫に在りては(1)現金受拂簿(2)現金受拂總括簿(3)歳入金各廳内譯簿(4)歳出金各廳内譯簿(5)歳出仕拂未濟縁越金各廳内譯簿(6)雜部金内譯簿(7)支出簿の七種とす。

大藏大臣

大藏大臣は検査官吏を派出し何時にも金庫の金櫃帳簿を検査することを得べく此の場合に於いては日本銀行本支店出張店代理店たる銀行全部の金櫃帳簿を併せて検査することあるものとす(金規一〇)是れ國庫金と銀行營業部とに於いて現金を流通使用し居らざるや否やを確むる等の場合に其の必要あればなり。尙ほ前記金庫検査規程に依れば金庫の検査は定時及び臨時に之を施行するものにして定時検査は毎年三月三十一日(當日所を以て検査を終了せ)臨時検査は金庫出納役及び其の代理人交替するとき若しくは大藏大臣必要と認むるときに於いて之を施行するものとす。

定時検査
と臨時検査

書類報告

検査官吏検査を終了したるときは検査報告書を作り之に金庫出納役若しくは其の代理人より提出したる書類及び検定書を添附し定時検査に係るものは其の年四月三日迄に臨時検査に係るものは直ちに其の地を發し大藏大臣に送附すべきものとす又検査官吏金庫へ臨檢のときは臨檢章を携帶し之を金庫出納役若しくは其の代理人に示すべきものとす。

第三節 官有物會計

官有物會計

一四九 官有物會計の意義 廣く官有物といへば國家の目的を達するがために供用せらるゝ財貨の總體をいふ故に金錢は勿論動產不動產の總べてを含むべしと雖も金錢會計及び動產の會計につきては會計法會計規則物品會計規則並に陸海軍兵備品規則等の設けあり之に依りて支配せらるゝこと上來述ぶるが如くなればこゝに所謂官有物とは主として不動產をいひ彼の官有財產管理規則(勅令第二十七)國有林野法(第三、三法律)等に依り支配せらるゝものに限ると知るべし同規則第一條に曰はく此の規則に於いて官有財產と稱するは國の所有に屬する土地

官有財產と皇室財產

森林原野營造物家屋船舶及び其の附屬物とすと本節に於ては此等の物品に關する會計事務を指して官有物會計と名づけたるなり

行政財產と収益財產

一五〇　官有財產の種類　官有財產は之を皇室財產と區別せざるべからず何となれば皇室の財產たる世傳御料(ニ二、ニ三、ニ四、ニ五條第四六條)、皇室經費(同上)、通常御料地、皇室私有の財產は君主の財產にして國家の所有に屬する官有財產とは兩々相對し全然別個の觀念に屬するものなればなり

營建造したる家屋以外の設備を指すものと謂ふ可し詳言すれば毎十年に帝國議會に提出する官有財產目錄は之を土地の部營造物の部家屋の部及び船舶の部の四部に大別し營造物の部には廳舍學校の建物兵營の類を擧げ家屋の部には官舍の類を掲げたり是れを以て官有財產管理規則に所謂營造物には慣習上の特別の意義あることを知るべし

次に收益財産は一に之を私產と稱し國家が收益を得るの目的を以て利用する財產をいふ即ち國家が私人經濟の原則に従ひて管理處分し其の財產より生じ来る政益を以て國家の財源に充つることを目的とする財產の謂なり例へば國有土地森林、原野、礦山、國有製造工場等の如き是れなり但し官有財產中果して行政財產なりや將た收益財產に屬するものなりや其の區別の明瞭を缺くものあり何となれば行政財產といふも必ずしも全然收益無きものののみと限るべからず又收益財產といふも同時に行政財產の如き目的に使用せらるゝものあればなり要するに此の兩者の區別は其の主たる目的の何たるかに依り、別するの外無かるべし以上述べし種類を更に表示すれば左の如し

官有財產
の管理

行政財產公產 一般公衆の直接利用に供せざるも其の利益のために供用するもの

官有財產
(収益財產私產)

官有財產の種類は右に示すが如しと雖も官有財產管理規則に依りて支配せらるゝものは其の範圍狭し何となれば前にも云へるが如く國有林野の如きは別に國有林野法のあるありて(第三、二、三法律)其の支配を受ければなり

一五一 官有財產の管理處分並に其の監督 官有財產は主管の各省大臣之を管理し(官管一之)が賣拂讓與交換及び貸付の處分は特別に規定あるものゝ外總べて官有財產管理規則に依りて行はるゝものなり(官管三)其の特別に規定あるものとは例へば官有地取扱規則(第二、三、一、勅令)官有地特別處分規則(第二、三、七、勅令)國有林野法(第三、二、三法律)官舍貸渡規則(第一、五、太政官)の類をいふなり而して官有財產を賣拂貸付若しくは交換する場合に於いて其の財產を管理し若しくは其の取扱をなす官吏は之を買受け又は自己の所有物と交換することを禁ぜられたり(官管一四)かく

の如き規定を設けたるは若し之を許さんか此等の官吏は内情を熟知するが故に動もすれば他を排して自ら不當の利益を獲得せんと企つるが如きことあるべく公正を缺くの虞あればなり然らば何故に讓與及び貸付につきても同様の規定を設けざりしか曰はく讓與を受け得る者は府縣郡市町村等に限るが故に之が規定の必要無く貸付につきては賣買交換の如き離權處分と異り其の弊害少しと認めたるが故に之を禁止せざりしものなるべし然れども貸付も亦弊害を伴ふ場合あるべきが故に立法論としては賣買交換と等しく禁止の規定を設くるを可とすべし官廳に依りては内訓等を發し之を禁じたるものあり例へば大林區署員心得に署員は直接と間接とを問はず國有林野及び產物に關する賣拂交換貸付等につき其の職務に出づるの外一切關與すべからずと規定したるが如き是れなり

次に官有財產管理規則施行前に官有財產の賣拂若しくは貸付の契約をなしたるものは其の契約の満期まで總べて舊契約に依るべく貸付の期限無きものは右規則施行の日より三個年以内に於いて右規則に基き更に契約をなすべきものとせ

り(官管一五)

左に賣拂貸付交換譲與につき次を逐うて説明すべし

- (一) 賣拂 官有財産の賣拂代金は其の財産引渡の際一時に納付せしむべく(官管四)代金の分納若しくは延納を許さず又財産引渡後の納入を許さず即ち代金の納入無ければ財産の引渡を實行すべからざるものなり
- (二) 貸付 官有財産は有償にて貸付け且つ貸付料を毎年前納せしむるを原則とす然れども公益のため貸付し又は森林經濟の爲め森林を貸付するときは別に主管大臣の定むる規則に依るべきことゝなせるが故に無償にて貸付する場合もあるべし且つ貸付料を前納すること能はざるとときは相當の保證を出さしめ使用後貸付料を納付せしむることを得此の他貸付財産の修理其の他の費用を負擔する方法は貸付契約をなすとき之を定むべきものとせり(官管五、六)
- 貸付には一定の期限あり樹木の培養に供する土地は八十年以内農工其の他の營業及び住居に供する土地は三十年以内土地森林の使用権は十五年以内以上に掲げざる物件は三年以内とせり(官管七)此の期間は更新することを得るや否や國有林野法第十三條民法第六百三條の如きは明かに之を規定したれども官

有財産管理規則には何等の明文無し然れども恐らくは更新することを得るの法意なるべし

貸付の期限満了せざるも若し政府に於いて之を國の使用に供するの必要生じたるときは貸付の契約を解除し之を返還せしむべく此の場合に借受人は其の直接に受けたる損害の賠償を求むることを得(官管八)

又借受人にして主管大臣の許可を得ずして其の財産の原形を變更し若しくは故意怠慢に由り之を荒廢に歸せしめ又は亡失毀損したるときは主管大臣は其の損害を賠償せしむべきものとせり(官管九)

官有財産の借受人は主務大臣の許可を受くるにあらざれば其の財産を他人に轉貸することを得ず(官管一〇)

若し許可を得ずして轉貸せば契約を解除し且つ轉貸に依りて生じたる損害の賠償を命ぜらるべし

- (三) 交換 官有財産を以て他人の所有物と交換し得るは第一同一種類の財産たることを要し第二少くとも其の評定價格相均しきものたることを要するなり而

して森林原野田畠は同種類の財産と看做することを得るものとなせるが故に此等は交換することを得べく營造物家屋船舶及び其の附屬物は他人の所有物と交換することを得ざるなり(官管一)

今二三の例を擧げて如何なる場合に交換を許すかを説明せんに官有敷地の評定價格一萬圓にして他人所有の宅地評定價格八千圓なる場合には前に示したる第二の要件を缺くが故に交換を許さず然らば宅地評定價格一萬一千圓なる場合には如何法文には少くとも評定價格相均しきものに限るとあり少くともといふは恰も國有林野法第十四條に他の同價格以上の森林原野又は立木竹と交換することを得とあるに等しく他人の所有物が官有物と同價格以上なる場合は差支なきものと解すべきが故に官有敷地一萬圓民有宅地一萬一千圓の場合には交換を許すものと謂ふべし然れども官有敷地に別に一千圓の現金を添へて一萬一千圓の民有宅地と交換するは同種類の財産にしてといふ第一の要件に背くが故に之を許さず之と等しく官有敷地一萬圓にして民有宅地八千圓なるも内に家屋其の他の附屬設備ありて之を合すれば優に一萬圓以上の評定

價格となる場合にも交換を許さず何となれば是れ亦第一の要件たる同一種類の財産といふ點に缺くる所あればなり然れどもかかる場合に右の家屋及び附屬設備が交換後官廳に對し必要なるものとせば交換を便とすること専からざるべし故に立法論としては改正の餘地あるものと信ずるなり

(四) 譲與 府縣郡市町村公共の道路公園市場河川並木敷堤塘溝渠等の用に供する爲め官有の土地森林を必要とするときは主管大臣に於いて之を其の府縣郡市町村に譲與することを得るなり(官管一)然れども森林につきては前にも屢述べたるが如く國有林野法の支配を受くる場合多きに注意せざるべからず又府縣郡市町村に於いて新に道路公園市場河川並木敷堤塘溝渠等を開設し爲めに不用に歸したる官有の舊同種類の土地は内務大臣に於いて其の府縣郡市町村に譲與することを得るなり但し官林内若しくは官廳使用地内に包含せるもの又は他の官有財產保護上離權し難きものは譲與せざるなり(官管一)

官有財產の管理及び處分は慎重の注意を拂ひ苟も不經濟に涉り若しくは不當の處置あるべからざること金錢會計又は物品會計等と何等異なる所なる所なし故に

各官廳に於ける部局長は時々所屬官有財產の現況を査察し特に(1)使用は適當なりや否や(2)維持上保存上に不完全の點なきや否や(3)損害を生ずべき處無きや否や(4)用地の疆界に不判明の點無きや否や(5)用地の疆界を侵害せらるゝ等のこと無きや否や(6)其の他保管取締は適當に行はれたりや否や(7)賣却讓與等の處分は適法且つ有利に行はれたりや否や等に注意せざるべからず

現今金錢會計及び物品會計等に對しては夫れ夫れ會計検査院に證明するの規定あり同院の監督方法具さに備はれるに獨り官有物會計に關する現行の法規は極めて不備にして會計監督上の便を缺くこと多し何となれば官有財產管理規則第十六條に依り各省大臣より十年毎に帝國議會に報告する官有財產目錄も同第十七條に依り毎年帝國議會に報告する官有財產增減異動報告も之を議會に提出する前會計検査院の検査に付すべき事につきては何等の定め無きが故に官有財產の増減異動が歲入歲出に影響を與へざる限りは會計検査院に於ける検査監督の範圍外に立ち恰も治外法權に等しき觀あればなり此の點立法論としては大いに考慮を要する所なり

右に關し大正二年第三十一議會に於いて會計検査院法第十三條に政府より帝國議會に提出する官有財產目錄及び其の增減異動報告書の一號を加ふる事の法律案提出せられたり之が提出の理由は前に述べたる如く會計検査院に在りては官有財產の賣買譲渡又は其の利用の結果が歲出入の決算に現はれたる場合即ち數字に現はれたる場合に限りて初めて之が當否を審査するの途あるも官有財產の無償處分無償獲得又は高價なる官有財產を低價なる民有財產と交換せし場合等に於いては何等決算に影響を來さざるが故に全然之を検査すること能はず故に政府より議會に提出する財產目錄及び異動報告を先づ以て會計検査院の検査に付し然る後議會に於いて審議するの途を開くべしといふに在りたり是れ固より必要のことにして此の途を開かざれば獨り金錢會計物品會計にのみ細密にして官有物會計に對しては甚だ粗笨なるの譏を免るゝこと能はず一日も早くかかる法律の發布せられんことを望む所なるも不幸にして右の法律案は其の成立を見るに至らざりき

亦我が國の成法中何等の制限無く不備と謂はざるべからず隨つて學說二途に出づ第一説に曰はく官有財産の處分に就きては何等の制限無きが故に全く行政行為に屬し勅令を以て自由に之を定め得べく議會の協賛を要せずと第二説に曰はく假令成法上何等の制限無きも官有財産の處分に依りて得る收入は豫算の中に入編入せざるべからず而して豫算としては議會の協賛を要するが故に議會は官有財産の處分に依り生ずる豫算を可否するの權能あり故に結局官有財産の處分は議會の協賛を要するものなりと然れども豫算は收支の見積に過ぎず豫算以外に於いて既に勅令に依り政府が有する財政上の權利を豫算を以て動し得るものにあらざれば理論としては第一説を探るべきものと謂ふべし但し勅令を以て官有財産を自由に處分せしむるは危険多きが故に是れ亦立法論としては明かに法律の規定を俟つべきものと改正するの要ありと信ずるなり

一五二 官有財産目録及び増減異動報告 各省大臣は毎十年其の年三月三十一日に現在する所管官有財産の目録を調製し其の年開會の帝國議會に報告の手續をなすべく(官管一六)又各省大臣は毎會計年度間に於ける所管官有財産の増減異

動報告書を調製し翌年度開會の帝國議會に報告の手續をなさざるべからず(官管一七)但し財産目録に在りても増減異動報告に在りても共に國防用防禦營造物は報告の手續をなすに及ばざるなり是れ軍事上の祕密を尊ぶが故なり(官管一六、一七の但書)

以上の目録及び報告書には其の事由に依りて區別し(1)買入に係るものは其の代價(2)賣拂に係るものは各廳に於いて定めたる最低賣價實際の賣拂代價及び目録價格あるものは其の價格(3)讓與交換又は亡失毀損等に係るものは其の目録價格(4)交換に係るものは其の交換に由りて得たる財產(5)買入又は賣拂の契約に特別の條件あるものは其の條件を示さざるべからず(官管一八)而して官有財產目録は毎十年之を調製するものにして其の第一回は明治二十四年三月三十一日の現在高を同年六月三十日までに調製し(官管一九)第二回は明治三十四年第三回は同十四年に該當し此等は何れも既に調製提出済にして次に調製するは恰も大正十一年三月三十一日現在なりとす

官有財產目録は査閱に便ならしむる爲め一定の表式に依り調製するものにして

土地家屋船舶等各種別表となすべく土地は成るべく一所用地毎に別記すべきものなり又家屋營造物の區別は前にも述べたるが如く學理と實際と一致せず實地の解釋も區々に涉れるため實際の取扱上一定の標準を示し家屋とは官舎住家の類をいひ營造物とは官廳、製造場、學校、病院、博物館、圖書館、監獄、燈臺、砲臺、鐵道、電信、橋梁、溝渠及び家屋に附屬せざるもの及び其の一部を爲さざる築造物の類をいふものとせり又附屬物の解釋につきても區々一定せざるため土地の附屬物とは樹木石の類、家屋の附屬物は電機、電線、門墻、街燈、瓦斯及び、蒸氣管の類營造物の附屬物も家屋に準じ船舶の附屬物は小艇其の他諸機關の類をいふものとして記入整理せしむ即ち管理規則に所謂附屬物とは日々轉々して其の場所の定まらざるが如き物品を包含せず此等は物品會計規則の支配を受くるものとなしたり然れども實際の取扱上區分の明瞭を缺くものあるは免れざる所なるべし
以上財產目録及び異動報告を調製する材料として各廳に於いては官有財產簿を設け之に所在地名及び地番、名稱、種類、數量、價格、修繕期限及び保存期限、得喪又は變更の年月日及び其の事由其の他必要の事項を記入せざるべからず

第十一章 附 則

- 第三十二條 本法ノ條項帝國議會ニ關涉セサルモノハ明治二十三年四月一日ヨリ施行シ其ノ關涉スルモノハ帝國議會開會ノ時ヨリ施行ス
決算ニ係ル條項ハ帝國議會ノ議定ヲ經タル年度ノ歲計ヨリ施行ス
- 第三十三條 本法ノ條項ト抵觸スル法令ハ各々其ノ條項施行ノ日ヨリ廢止ス

一五三　會計法の施行　現行の會計法は明治二十二年二月十一日法律第四號を以て發布せられたるものにして恰も帝國憲法の發布と其の日を同じうせり而して會計法を施行せんと欲せば歲計豫算及び決算を帝國議會の議に付せざるべからざるが故に第三十二條の規定を設けたるなり又第三十三條を以て本法施行當時行はれたる種々の會計法規中本法の條項と抵觸する法令は各々本法の條項施行の當日より廢止することを定めたり以上は會計法の發布當時に在りては必要な経過法なりしも今日に於いては何等其の要を見ざる所なり

一五四　會計法補則　會計法補則は明治二十三年八月法律第五十七號を以て發

布せられたる所に係り明治二十四年度の豫算に於ける(1)憲法上の大権に基く既定の歳出⁽²⁾法律の結果に由る歳出⁽³⁾政府の義務に係る現在の契約又は命令に基く歳出及び⁽⁴⁾繼續費のことにつき規定したるものなり是れ亦今日に於いては殆んど必要無き経過法に過ぎざるも是れに依りて如何なる歳出が憲法第六十四条の例外となり議會の豫算議定権に特別の制限を加ふるかを知るの資料に供し得べし(第一九項の(三)参照)

結論

一五五 会計法規の尊重と活用 法は死物なり之を活用するは人に在り徒らに法を重んじ法律萬能主義に陥り毫も酌量變通の途を知らず苟も法の存する所一寸一步も動かすべからざるものとなすは是れ法を尊重し法を株守することを知りて未だ其の活用すべきことを識らざるものなり之に反し徒らに事實を重んじ實際を尙び法を輕んじ甚しきは之を無視するの行動あるは是れ法治國民たるの自覺無きものなり法は須く尊重すべし又活用すべし尊重するに依りて法の權威生じ活用するに依りて法と事實との調和保たる而して活用の程度如何は法律的常識に待つの外なしと謂ふべし

会計法規は可成厳格に解釋し適用するにあらざれば之を大にしては遂に國家經濟の紊亂を來し之を小にしては會計事務の不整理を生じ復た拾收すべからざるに至るものあらん然れども得る所喪ふ所を償はざるに徒らに繁雜の手數を重ねて敢へて怪しことせず之を簡にするも尙ほ且つ其の要を得べきに妄りに複雜にし

て面倒なる取扱をなし會計事務とは此の如きものなりと速断するは愚も亦甚しと謂ふべし會計事務整理の大目的は國家の活動をして可成經濟的ならしむるに在り收支に一定の規矩準繩を設け之に依りて進退せしめ經濟的活動の経過を明瞭にし其の過誤不正を豫防し監督するに在り換言すれば積極的には國家の利益を圖り消極的には其の損失を省き收支の活動正確にして系統あり秩序あり聯絡あり事前に明かなる一定の計劃あり事後に完全なる證明存し一絲紊るゝ所無く當局者之を説明し得ること掌を指すが如く局外者をして之を窺ひ知らしむると極めて容易ならしむるに在り當局者若し此の根本の觀念を理會して執務せばたとひ會計法規の細故に通ぜずとするも所謂當らずと雖も遠からざるの結果を見んこと難からざるべし然るに堂々たる學者にして尙ほ且つ動もすれば會計法規は別物なり到底常識判断の及ぶ所にあらずといふが如き言を發するものあり思はざるの甚しきものと謂ふべし

等しく官廳に奉職するものにして學者あり技術家あり事業擔當者あり此等の職に在るの人往々會計事務を蔑視し専ら己が職務の一局部にのみ没頭し毫も豫算

の有無經費支出の手續如何等に顧慮せず勝手に經費を使用し其の跡仕末は擧げて之を會計事務擔任者に轉嫁し會計事務を知るを以て俗物の俗事となし知らざるを以て自ら高しとなすことあり會計事務擔任者も亦事、一步學術事業等の域に入れば忽ち之を不可解視し如何なる經費の支出如何なる物品の遣拂も之を考慮せず之を問ひ之を糺すを以て腫れ物に觸るゝが如く考へ如何なる事物に幾許の經費を要するか如何にして物品を購買せば有利なるか等己が本來の職務を閑却して之を高閣に束ね爲めに兩者の間に超ゆべからざる墙壁築かれ延いて會計事務の正確を缺き敏活を失ひ甚しく不經濟を醸し時ありては一種の伏魔殿を生じ他より容易に其の關鍵を看出す能はざるに至らしむることあり其の罪果して何れに在りや其の輕重大小未だ俄かに知るべからざるものあり會計法規炳としてして國家の經濟愈困難を加ふるの今日苟も職を國に奉ずる者が御大名然として經費に一切無頓着なるが如き固より許すべきにあらず而かも亦會計官吏が己が本來の職務に忠實ならずして事莫れ主義を探り漫然其の職に在るが如き誰か歎

を鳴して其の無能を責め其の戸位素餐を詰らざるものあらんや
苟も會計事務の職に携るもの宜しく會計法規の眞髓を味ひ再考三思以て涓滴の
微と雖も國家の利益を増進するに努力すべきなり

一五六 注意三十五則 會計事務の整理上注意を要すること一にして止らず爰
に著者の感ずる所を述べて讀者の参考に供せんと欲す但し其の述ぶる所概ね通
俗卑近の事項を難駁に羅列したものにして特に之を掲ぐるの要無きが如し然
れども實際の會計事務を觀るに往々此の卑近の事項すら實行せられず隔靴搔痒
の歎あるもの甚だ少しつせず是れ特に本項を附加せし所以なり

(一) 計算の基礎を明かにせよ 計算の基く所明かならざれば會計事務の監督をな
すこと能はず隨つて不正不當の收支起り易し其の源の澄み難うして其の流の
濁り易きは經濟の通患なれば幾許の單價にて何々幾許を買ひ求めたるため幾
許の仕拂をなしたり又は幾許の單價にて何々幾許を賣拂ひたるため幾許の收
入ありたり等關係文書簿冊の上に明確に計算の基礎を示すの要あり

(二) 帳簿文書を記載するは他人に證明する爲めと思へ此の心掛あらば會計事務

に關係ある帳簿文書の記載に當り可成他人に分り易き様努力するに至るべし
世間往々自分は決して不正の行爲をなさず帳簿文書の記載は縱令不完全なり
とするも何等疚しき所無きが故に信用ありたしなどいふ者あり是れ唯己を清
うするを知りて而かも其の清きを證するの手段を知らざるものなり不正不當
の行爲あるべからざるは固より言を俟たず而して帳簿文書は其の不正不當の
行爲なかりしことを他人に證するため記載し置くものと心得べし

(三) 關係記事の對照を便にせよ 同一事件に關係ある記事にして甲の帳簿乙の文
書等處々に記載せらるゝことあるべし此等帳簿文書間の聯絡を探るため何帳
簿に記入済等の印を押捺し又は番號を付する等の方法を探り一見直ちに關係
の簿書を知り得る様整理するを要す

(四) 事物と之が記載との聯絡に注意せよ 例へば物品に番號を付し其の番號を物
品出納簿受拂簿等に記入するが如く常に事物と之が記載との聯絡を探り對照
に便にすべし

(五) 無用の記載を省き簡明を専らにせよ 成るべく無用の文書記事を省略し必要

の範圍に止め而かも明瞭にして要領を得るに努むべし一面繁文を省略すると共に一面事務進行の経過に對する要點を簡明に記載するを尙ぶべし

(六)事實發生の都度記載せよ 記載すべき事實の發生したるに拘はらず之が記載を遷延し順送りとなし又は一時に多くの記載をなすが如きは事務整理上最も忌むべきことなり事實發生の都度氣帳面に時を移さず記載すべく他語を以ていへば其の日の仕事は其の日に片附けざるべからず日々の記載精確なれば月計歲計自ら明確なるを得べし事務輻輳せるに拘はらず時刻なりとて直ちに退廳し記載を遷延せしむるが如きは深く戒めざるべからず

(七)一々記帳せよ記憶に訴ふること勿れ 事務整理上必要の事項は如何に微細のことゝ雖も一々之を記帳せよ必ず記憶に訴ふること勿れ記憶は久しきを經多きを重ねるに従ひ朦朧となり遂に當時の状態を回想する能はざるに至ることあり臨時書物其の他の備品を貸すにも又は些かの計算にも常に記帳を怠らず之に依りて整理せんことを要す

(八)帳簿文書は事實の寫真と思へ 帳簿文書は事實を有りの儘に記載すべきもの

なり即ち事實の寫真ならざるべからず事實は事實、帳簿文書は帳簿文書と別々になり居りては計算の基礎不明なると等しく會計監督の實を擧ぐること能はず或は萬止むを得ざる場合に事實通り記載し能はざるが如きことなしと限らず然れどもそは殆ど有り得べからざることにして帳簿文書は常に事實を直寫すべきものと心得べし

(九)關係文書は可成一括せよ 關係文書は取扱ひたる日附順に可成一括して整理すべし止むを得ずして二箇所以上に編綴するときは關係文書に其の旨を記載し對照に便ならしむへし

(一〇)文書簿冊の總目錄を設け其の所在を明かにせよ 取扱ひたる事件は一件毎に取り纏め之を暦年別年度別又は月別等相當の區別に依りて編綴し之に編纂目錄及び番號を付し索引に便ならしむべし

(一一)文書簿冊の總目錄を設け其の所在を明かにせよ 獨り會計事務に限ることにあらざるも文書簿冊は總べて其の目錄を調製し如何なる帳簿ありやを明瞭になすべし多年會計事務に從事しながら如何なる帳簿ありやを知らざりしが

如き事例に接したことあり是れ固より其の人如何に依ることなりと雖も抑
も亦帳簿文書の數多く一部の事務を分擔する者に在りては容易に全體を知り
得ざるに基くこと多し文書の總目録を設け閲覧に供し置かば便利多かるべし
(一)文書の保存期限を設け不用文書は速に廃棄せよ 不用の文書を廃棄するは
有用の文書をして其の所在を明かならしめ混雜を杜ぐの途なり故に保存期限
の設無かるべからず而して期限経過の文書は時を移さず廃棄の手續をなすべ
きなり

(二)先づ受附け然る後處理せよ 文書は總べて先づ受附簿に記載し然る後相當
處理するを要す紛來したる書類其の他受附くべからざる書類は其の儘返却す
ることあるべきもそは例外に止り總べて一度受附をなすものと心得べし

(三)事務を追へ事務に追はるゝな 前にもいひし如く其の日の仕事は其の日に
片附け常に事務を追ひ事務に追はれざるの覺悟を要す故に可成無用の手數を
省略し事務を簡捷ならしめんことに注意せざるべからず

(四)總べて期日を過るな 文書提出の期限等總べて期日あるものは期日までに

必ず片附くるの覺悟を要す之がため期日を記したる一覽表を常に座右に備へ
置き具案的計劃的に事務を執るの要あるべし

(五)仕事を任せきるも折々監督指導せよ 仕事は他の者に任せきりとなすも折
々又は一定の時日に之を調査し認印を押捺する等相當の方法を以て監督指導
することを要す然らざれば仕事の取扱區々となり又は不都合のことを生ずべ
し任じて仕事せしむるは頗る可なりと雖も監督指導を怠らざるも亦甚だ必要
なりと謂ふべし

(六)仕事は可成手分けして行へ 仕事の全部を一人に任せて行はしむるは時に
弊害を生ずることあり故に適度に事務分擔を定め所謂分業的に事務を執らし
むべし

(七)責任の分界を明かにせよ 事務分擔を定め各自責任の分界を明かにし責任
を自覺して執務せしむる様注意すべし

(八)眼をかへて見よ 各自責任の分界を明かにして執務するは固より必要のこ
となるが重要な事項を自己一身にて處理するは動もすれば見落し勘違ひ等の

理由に基き過誤を生ずることあるが故に相互に他人の分に屬する事務につき眼をかへて觀るの必要あるなり

(二一〇)官印其の他重要書類の保管を嚴重にせよ 官印仕拂命令用紙等重要な物品は其の保管を嚴重にし萬一の過誤を防ぐべし

(二一)金櫃内の整理に注意せよ 金櫃は貴重品を藏置する場所なり然るに私翰其の他雜文書等を混入し不整理に流れしむるは不注意の甚しきものなり常に整理するの要あり

(二二)高く賣り安く買ふに注意せよ 官廳の賣買は多くは賣るに安く買ふに高く不經濟なるを常とす是れ手續の面倒なる點其の因をなすと雖も當該官吏の注意行き届かざるの點も亦其の原因となれるものゝ如し賣るに高く買ふに安きは官廳賣買の性質として到底不可能の事に屬すべしと雖も當該官吏の心掛としては必要の事なりと謂ふべし

(二三)多くの商人其の他を相手にせよ 可成官廳に有利なる相手方を見出さんとせば獨り競争入札に付する賣買貸借のみならず隨意契約に依るものに在りて

も多數の商人其の他を相手にせざるべからず單に一二の者を指名して之と契約するが如きは深く戒めざるべからず

(二四)時々相場を調べよ 賣るに高く買ふに安からんことを欲せば時々物品の價格を調査せざるべからず自己の懷勘定に影響無きの故を以て物の價を知らざるが如きは不忠實の譏を免れざるべし

(二五)價格の算定を誤るな 賣買貸借價格の算定は最も困難の事業にして會計官吏の能不能を知る一種の試金石なりされば時々相場の調査をなし市價を基礎とし其の他の條件を參照し適當なる價格を算出するに努めざるべからず

(二六)纏めて買へるものは纏めて買へ 一括して購入し得るものは可成一括し或は競争入札に付し或は多數の商人より見積書を徵し低廉なる價格を以て品質の優良なる物品を正當に購入するの注意無かるべからず

(二七)物を粗末にするな使へるだけ使へ 官廳の備品消耗品を使用するに當り往々之を粗末にし爲めに多數を消費し又は使用に堪ふるものを棄却する等のことあり官廳の物品も自己の物品も之を同一視し不經濟に渉らざる様常に注意

せんことを要す

(二八)無用の経費を省け 濫支の途を杜ぎ節用の念を固うするは一日も忽にすべからずされば之を小にしては一通の電報を發するにも無用の文字を省きて経費を少くし一同の公告をなすにも文案を工夫して経費を節約する等の心掛あるべく之を大にしては事業の經營上適當の注意を用ひて冗費の節約を圖る等苟も無用に経費を失はざらんことを要す然らざれば上溢下漏國費益膨脹して救濟の途無きに至るべし

(二九)事前に氣を附け事後に省みよ 事務執行前所謂念には念を入れて萬事に手落ちなき様注意すべきは固より其の事務執行後に於ける成績に省み以て將來に於ける執務上の参考に供せざるべからず

(三〇)物の順序を怠るな萬事計劃的なれ 物には順序あり之を怠ること無くして進行せんと欲せば先づ萬事計劃的ならざるべからず計劃なく成算無く俗にいふ行き當りばつたりにて其の日を過すが如き執務振は嚴に之を戒めざるべからず仕事の分量、割り當て、扱ひ方等總へて一定の成算を立て著々進捗せしむる

に努めざるべからず

(三一)事の輕重大小緩急を計れ 是れ亦前にいふ所の萬事計劃的なれといふ中に含まるゝ事柄なるが總べて物は比較に在り事物を相對比して考察するに依り輕重大小緩急の觀念明瞭となるに至るが故に常に之を怠ることなく重くして急なるを先にし輕くして緩なるを後にし大なるに厚く小なるに薄くする等適當の措置をなすを要す

(三二)理窟に走るな實際との調和を圖れ 極端なる理窟に馳せ實際を顧みざれば其の弊多し善く實際との調和を圖り法規を活用するに努むべし

(三三)豫算の目的に注意せよ 経費の使用に當りては常に豫算の目的に注意し之に違背せざらんことを要するは言を俟たず然るに往々目的違背の支出をなすものあるは戒むべきなり

(三四)會計法規の研究を怠るな 前項に於いて述べしが如く會計法規を尊重すると共に之が活用に注意せざるべからず之がためには常に法規の研究を怠らず關係法規を編纂し置き之を研究し之に依りて行動するを要するなり

(三五)公正なれ嚴格なれ勤勉なれ緻密なれ而して著眼を大にせよ 是れ會計官吏たるに要する資格なりとす公平正直は其の第一要件なり厳格にして一毫の微と雖も私せざるは第二要件なり勤勉にして常に事務を追ひ著々整理の實を擧ぐるは第三要件なり緻密にして過誤少なく注意周到なるは第四要件なり而して著眼する所大に能く冗費を節約し經費を有用に支出し無用に避くるは第五の要件なり此等の點を兼ね備へんか有爲なる會計官吏たるを得るに庶幾るべし

一五七 補遺五十題 爰に本書の編述を終るに臨み實務上の参考に供せんがため第一項乃至第一五六項に洩れたる事項又は之を挿入するに適宜の場所なかりし事項に對する問題につき聊か解答を與へんと欲す即ち左の如し

(一)高等官官等俸給令(四三、三四號)第三十四條に廢官退官退職とあるは發令の時を指すや將た辭令の本人に達したるときを指すや

發令の時を指すものとす故に甲月に發したる辭令にして乙月に至り到達するが如きことあるも乙月分の俸給は之を支給すべきものにあらず但し遠隔の地

方に出張又は在勤せる官吏にして甲月發せられたる辭令を乙月に至り受けたる場合に恰も俸給令第三十五條に依り殘務調理の爲め特命を受け事務に從事したると同一視せらるゝ事實あらば乙月分の俸給を支給するも妨無かるべし右の理論は遠隔の地に在る官吏が休職被命の發令を知らずして依然勤務したる間に於ける俸給の支給に關しても應用し得べし即ち右の期間に對しては休職俸給に依り日割計算すべきものにあらずして該官吏が發令を知りたる當月までは休職前の俸給に依り日割計算をなすべきものとす以上廢官退官退職又は休職官吏に對する俸給の支出證憑書には特に乙月分の俸給を支給したる事由又は休職發令後も休職前の俸給に依りたる事由を明細に附記せんことを要す

(二)俸給支給に際し官廳所在地以外の者に對し支給定日前仕拂命令を發行し得るや

支給定日に俸給を仕拂ふ準備として同日までに本人へ到達の日割の以て仕拂命令を發行することを得

(三)例へば某年四月一日より施行せらるべき法律に依り廢官となりたる官吏に對し同月分の俸給を支給するは適法なりや適法に非ず何となれば該官吏は三月三十一日限り自然廢官となるべきものなるを以て四月分の俸給を支給するは俸給令に違背するものなればなり本件に關しては明治三十年度歲入歲出決算検査報告に於いて會計検査院が批難を加へたる實例存せり

(四)日割俸給の計算方は如何にすべきか

日割の算法は前乘後除とす故に例へば五月分月俸五拾圓の二十日分とせば $(50 \times 20)/31$ の算式を用ひて計算するものとす

(五)判任官より奏任官に昇叙し又は同一廳内に於いて甲官より乙官に轉任せし場合に當該月の俸給は打切計算をなすべきや

同一款なる場合は打切計算をなさず支給の際之を通算すべきものとす

(六)俸給令第三十六條に該當する病氣缺勤九十日以上の者が偶暑中休暇に當り出處すること無くして賜暇せし場合ありとせば該賜暇後は俸給の全額を支給すべきや

賜暇を承認せしこと既に非なり然れども其の承認後は最早之を缺勤と見ること能はず故に俸給の全額を支給するも理論上妨無し但し事實問題としては實際出勤するに至らざれば半額支給を穩當とするが故に始めより賜暇の承認を與へざるを要す

右に類して稍趣を異にするは俸給半減の事故止み歸任の翌日より執務すべきの處偶日曜又は祭日の公暇日に當りたるため執務せざる場合是れなり此の場合には公暇日に執務したものと看做し歸任の翌日より本俸を支給すべきものとす

(七)府縣判任官より府縣師範學校の書記に轉任せし者ある場合に其の俸給は日割計算すべきものなりや

否、府縣師範學校書記は判任待遇の官吏にして判任官に非ず其の俸給の如きも地方費支辨に屬するものなるが故に右の場合は府縣判任官を退官したるものなれば俸給令第三十四條に依り當月分の全額を支給すべきものとす

(八)俸給支給上例へば技師九級俸(千百圓)のもの九月二十五日附にて八級俸(千二百

圓)に昇級したるにつき前給仕拂後に於いて追給を要する場合ありとせば其の追給仕拂額の算出方法は如何にすべきか之を算式にて示せば左の如し

(九級俸月割額) (八級俸月割額)

$$\text{甲式 } (91.666 \times 25 + 100.000 \times 5) \div 30 - 91.666 = 1.389$$

$$\text{乙式 } [(100.000 - 91.666) \times 5] \div 30 = 1.389$$

右の兩式あり乙式に依る方簡便なるべし但し甲式に於いて既拂額を九拾壹圓六拾六錢とすべきか將た六厘の厘位をも付すべきかにつきては多少疑無きにあらざるも既拂額は九拾壹圓六拾六錢六厘にして厘位は唯實際の支給上控除するに過ぎざるものなるが故に計算に在りては厘位を付するを以て取扱上正當なるものと謂ふべし

(九)準士官以下にして恩給を受くる者休職を命ぜられたる場合に於ける俸給計算方法如何

明治三十三年六月勅令第二百七十三號に依れば準士官以上にして恩給を受く

る者文官判任以上に任せられたる場合に於いて俸給を基礎として計算するものゝ中恩給及び死亡賜金は其の受くべき俸給額を基準として之を計算し休職俸給及び減俸は其の受くべき俸給額中より恩給額を扣除したる額を基準として之を計算すとあり今判任官にして月俸貳拾五圓のもの陸軍恩給月額七圓五拾錢を受け居りしに休職を命ぜられたりとせば該休職俸給の月額は

$$\text{甲說 } (25.000 - 7.500) \div 3 = 5.833 \quad \text{と計算すべきか將た}$$

乙說 $(25.000 \div 3) - 7.50 = 0.833$ と計算すべきか多少疑の存する所なり然れども前記勅令第二百七十三號に所謂其の受くべき俸給額とは本俸を指すものにして休職俸給を指すものにあらず故に本俸の貳拾五圓より恩給月額七圓五拾錢を控除し其の残額の三分の一を以て休職俸給とするの算法即ち甲說に據るべきものなるべし

(一〇)甲廳在勤の官吏官制の改正に依り新官に任せられ即日乙廳在勤を命ぜられたる場合に於いて改正當日の俸給は甲乙兩廳の何れに於いて支給すべきものなりや(第一問)

官制改正の當日新官に任せられ同時に俸給令の改正に因るにあらずして前官の俸給額より多額の俸給を受くべき辭令を交付せられたる場合に於いて該俸給の日割計算は改正當日よりなすべきや將た翌日よりなすべきや(第二問)右二問を一括して左の三説あるも余は甲説を以て理論の正鴻を失はざるものと信ず

甲説、第一問は乙廳より支給すべきものにして第二問は改正當日より計算すべきものなり其の理由左の如し

明治二十四年勅令第百六十五號に依るときは官制の改正に依り新に給すべき俸給は新令施行の當日より計算すとあり而して第一問は官制改正の當日新官に任せられ且つ同時に乙廳在勤を命ぜられたるものにして甲廳官吏たるの身分は改正の前日に消滅し改正當日より乙廳に新任したるものと見るを相當とすべく新任當日の俸給は一般の例に依れば之を支給せざるを常とするも右の場合には前記勅令の適用を受くるが故に該官吏所屬の乙廳に於いて新當任日より之を支給す可きものとす又第二問は新官に對する俸給辭令を交付せられた

るものなるが故に是れ亦一般の例に依れば發令の翌日より計算すべきものなるも此の場合も亦前記勅令に所謂新に給すべき俸給なるを以て改正當日より計算すべものとす乙説の論據とする明治二十六年勅令第百九十八號は單に恩給退官賜金等の支給關係上官吏たる身分の中斷を防止するの目的に出でたる特別規定に過ぎず此の勅令あるがために第一問乙廳在勤の性質を目して轉任となし第二問の場合を見て之を昇級なりと断定するは早計なりと謂ふべし
乙説、第一問は甲廳より支給すべきものにして第二問は改正の翌日より計算すべきものなり其の理由次の如し明治二十六年勅令第百九十八號に依るとときは改廢に係る官職に在る者即日他官に任せらるゝときは勤續者とすとあり而して本勅令の趣旨は官制改正のため廢官となりたる即日更に他官に任せられたる者の取扱に關して恰も官制の改廢なかりしものと看做すの點に存すれば本勅令の趣旨を徹底せしめんには總ての點に於いて勤續者として取扱はざるべからず故に獨り恩給退官賜金の支給のみに限らず廢官と同時に他官に任用せられ且つ他廳に在勤を命ぜられたる場合に於いても之を新任と認めず轉官と

同一に取扱ふべく又前俸給額より多額の俸給辭令を交付せられたる場合に於いても之を昇級と看做すべきものなり若し甲説の如く反對解釋を探らんか本勅令の趣旨を無視するの結果に陥るべし

丙説第一問は甲乙何れの廳に於いても支給すべきものにあらず第二問は甲説に同じ其の理由次の如し勅令第百九十八號に依り勤續者と看做さるゝ點につきては異論無し然れども勤續者必ずしも繼續して俸給を受けざるべからざるものにあらず俸給を受くるや否やは勅令第百六十五號の如き特別の規定を待ち始めて定まるべきものなり然るに第一問の如き場合は所謂官制改正の結果に因りたるものにあらず隨つて右勅令の適用を受くる範圍外にして其の性質新任たること明らかなれば一般の例に依り新任當日の俸給は甲乙何れの官廳に於いても之を支給すべきものにあらず第二問につきては其の理由甲説に同じ

(一)文官分限令第十一條第二號に依り休職となりたる官吏自ら上訴して棄却となりたるときは該判決確定の日を以て免官とし當月分の俸給全額を支給すべし

(二)裁判所書記より府縣警部補に轉任の場合は退官と看做し轉任の月は月俸全額を支給すべきものなりや

明治四十三年三月法律第三十號を適用し全額を支給すべきものとす但し異説あり曰はく右法律は退隱料一時賜金及び遺族扶助料の關係に於ける規定にして俸給支給上には何等關係無きを以て俸給に對しては日割計算をなすべきものなりと法律の全文左の如し
退隱料一時金及び遺族扶助料の關係に於いては警部補又は巡査の勤續年數は交互に之を通算し巡査警部補に就職するときは官廳事務の都合に依り退官したるものと看做す

(三)俸給減額の官吏退官死亡の場合に於ける俸給の支給額は何を標準として計算すべきや

病氣の爲め執務せざること九十日を超え又は私事の故障に依り執務せざること三十日を超えて月俸を減給せられたる官吏が退官し又は死亡せる等の場合には其の減給に係る當月分の全額を支給すべきや或は減給せられざる當月分の全額を支給すべきやは聊か疑問を生ずる所なるが右は減給に係る當月分の全額を支給すべきものとす(文官俸給支給細則第二五、一大藏省令第一一號第七條參照)

(一)旅行日數の計算上例へば鐵道四十四哩と陸路八里とを旅行したる場合ありとせば之を一日と計算すべきか將た二日と計算すべきものなりや

内國旅費規則(第二三、六勅令)第五條に旅費の支給に關しては鐵道旅行は二百哩陸路旅行は十二里に付一日の割合を以て通算したる日數を超過することを得ず但し一日未満の端數は之を一日とすとあり故に右の場合には二百哩分の四十四哩と十二里分の八里との和即ち〇、八八六六六餘となり一日未満の端數となるが故に之を一日とすべきものなり尙ほ之を算式にて示せば $(\frac{44}{12} + \frac{8}{1}) = 0.886$ となる然るに往々之を誤り旅費規則第八條第二項を適用し八哩を以て十四哩を除し之を陸路五里五分と看做し之に八里を加へ十三里五分を得更に

之を十二里にて除し一、一二五を得二日と計算するが如きことあり然れども第八條第二項は日當の支給上必要なる換算方法に過ぎざれば之を第五條の場合に適用するは誤解と謂ふべく慎むべきなり

(一)内國旅費規則の順路とは何ぞ及び甲廳在勤の官吏乙廳に轉任を命ぜられ其

の赴任の途次丙廳に出張を命ぜられたる場合の旅費支給方法如何
順路とは至近至便として指定せられたる通路を謂ふ故に鐵道に依るよりも陸路を取る方近く且つ時間を要すること少しが如き場合には陸路は順路にして鐵道は迂路なりと謂ふべし又本問の場合に於ける旅費の支給方につきては二說あり甲說に曰はく甲廳より丙廳に至り及び丙廳より乙廳に至る鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料は固より別に移轉料及び該鐵道賃、船賃、車馬賃の額に相當する赴任手當を支給すべきものなりと乙說に曰はく丙廳に出張するは赴任の途次便宜命令を受けたるものなれば赴任手當につきては甲廳より直ちに乙廳に至る間の鐵道賃、船賃、車馬賃の額に相當する金額を支給すれば足れり現に舊旅費規則時代に在りては之に該當する伺指令ありたり現行規則も亦此の精神を

採れるに外ならずと要するに右の場合には赴任命令と赴任の途次出張といふ命令と二個の命令を受け居るものなるが故に赴任の途次出張といふ命令の分に對してまで赴任手當を支給するの必要無く單に赴任命令に係る分につきてのみ之を支給すること乙説の如くするを以て可なりと信ず尙ほ兩者の計算方を例示せんに甲廳より乙廳まで鐵道三百哩又甲廳より丙廳まで二百哩丙廳より乙廳まで百五十哩とし之が鐵道賃及び赴任手當を計算すれば左の如し(假り道賃を一哩)
四錢とす)

$$\text{甲説 } 4 \times (200 + 150) + 4 \times (200 + 150) = 28,000$$

$$\text{乙説 } 4 \times (200) + 150 + 4 \times 300 = 26,000$$

(一) 六甲廳の官吏乙廳に兼務し兼務地へ旅行せし場合に於ける旅費の支給方は如何にすべきか

右に對しては普通旅費及び滯在日當を支給するを穩當とす或は滯在日當を支給するの要無しとして曰はく元來兼務地は本務地と等しく任地なり任地に滯在するも日當を受くるの謂はれなしと然れども兼務官吏は本務地に住所を構

へ之を生活の本據とし時々兼務地に出張して執務するを普通とすされば兼務地に於ける滯在日當を支給するは實際の事情にも適應し取扱として穩當なるものと謂ふべし

(二) 七旅費の算出上如何なる時期を以て一旅行の終結と見るべきか

縱令出張の用務未了なるも苟くも歸廳の事實ありとせんか之を一旅行の終結と看做し車馬賃は一回歸廳毎に打切計算すべきものなり然れども之に對しては異説あり曰はく出張用務の終了を告げ歸廳せし時を以て一旅行の終結と見るべしと此の説に依れば用務終了前はたとひ幾回歸廳するも一旅行の繼續中となり總べて其の日程を通算して旅費を支給すべきこととなるなり

(三) 八甲の出張を終り歸廳即日更に乙の出張を命ぜられたる場合には各旅行に對して日當を支給し得るものなりや否や

内國旅費規則第五條若しくは第八條に依り支給し得るものなりと考ふるも反對説あり曰はく右の場合に甲乙各旅行の用務は同じからずと雖も日當は旅行用務の如何に依りて給するものにあらず若し用務毎に日當を給することゝせ

ば一日數度の出張に數回の日當を給せざるべからざるに至る然れども一日數度出張するも費用を重複消費すること無きが故に日當の性質より觀察を下して乙出張の日當は甲出張の日當中に吸收せらるゝものと解すべしと余輩は之に反し日當は旅行に要する雜費例へば鐵道舟車馬行程中に於いて支辨すべき雜費に充てたるものなるが故にたとひ旅行の日と人とを同じうするも旅行の事實を異にする以上は各旅行毎に之を支給すべきは當然のことなりと信ず

(一九)赴任旅行出張前滯在を命ぜられたるときは該滯在中の日當及び宿泊料の支給を受け得べきや

受け得べし蓋し旅行とは單に出發上程する場合のみを謂ふにあらず任用廳の用務に依り滯在したる場合も亦旅行の一部なれば日當及び宿泊料を支給するは當然なりとす

(二〇)一旦乗權したる旅費を再び請求し得るや

一旦乗權したるものは再び請求し得べからざるものと知るべし

(二一)轉任後事務引繼用務の爲め前任廳に出張したる旅費は前後何れの官廳に於

いて負擔すべきものなりや

事務引繼の用務を生じたるは轉任に原因するものにして其の出張命令は後任廳の下す處に係るを以て當然後任廳の經費負擔に屬すべきものとす但し異説あり曰はく事務引繼の用務たる後任廳の用務にあらずして前任廳の用務に屬す故に前任廳は新官相當の旅費を支辨して其の事務をなさしむべきものなりと又曰はく轉任後前任廳へ事務引繼のため更に出張するは元來便宜上の處置に出づるものなるを以て甲乙何れの官廳に於いて負擔するも妨無しと然れども第一の取扱は通説にして一般に行はるゝ所なり

(二二)内國旅費の計算方につき例へば陸路三里十六町鐵道二十哩の旅行に對して定額の半額を支給すべきものとす何となれば内國旅費規則第八條第二項に依り鐵路を陸路に換算し之を陸路三里十六町に加算するときは五里三十四町となり陸路六里未滿となればなり之が算式左の如し

10 + 10 = 20
10 + 10 = 20
10 + 10 = 20
10 + 10 = 20

(二三)往復通計して陸路一里未満の場合と雖も内國旅費規則第八條に依り定額の半額の日當を支給し得べきや

支給し得るものとす何となれば内國旅費規則第八條は陸路六里未満の旅行に在りては云々と規定し別に六里未満の里數に何等の制限を置かざればなり

(二四)官吏が其の職務上證人として裁判所へ出頭せし場合に於ける旅費の支給方如何

職務上出張せしものなるを以て普通の旅費を給すべく而して其の裁判所より受けたる旅費日當は之を歳入に納付すべきものとす

(二五)兵役の義務に依り陸海軍の現役に服するため退官する者には退官賜金を支給し得るや

明治二十三年六月勅令第九十八號に所謂自己の便宜に由り退官したる者にあらざるが故に同令に依り退官賜金を支給することを得るものとす

(二六)衆議院議員に當選したるの故を以て退官するものに對し退官賜金を支給し得るや

是れ亦純然たる自己の便宜と見ることを得ず自己の便宜とは或は職業を轉じ或は海外に行く等一身一家の都合上に基く場合を指すものにして國家の公務たる議員に當選したるの故を以て退官するが如き場合に適用せらるゝ語に非ず且つ官吏恩給法(第三、六法律)^(第四、三號)第十三條第二項に法令を以て設立したる議會の議員となりたるの故を以て退官したる者は恩給を受くるの資格を失はずとするに見るも其の性質の等しく恩恵的給與たる退官賜金は之を支給すべきものなりと解するを正當とすべし

(二七)檢事代理を命ぜられたる司法官試補死亡したるときは死亡賜金を給すべきものなりや否や

給すべきものとす何となれば高等官官等俸給令(第一、三、四號)第三十一條に高等文官死亡したるときは在職最終年俸三分の一の額に相當する死亡賜金を其の遺族に給すとあり而して檢事代理を命ぜられたる試補の職は高等文官の職なるを以て本條に準據支給すべきものなればなり然れども之に反対する説を唱ふる者は曰はく試補は縱令檢事代理となり官吏の職務に從事すと雖も委任待

遇の官吏にして文官と稱すべきものにあらず其の在官年數を恩給年限に通算せず又たとひ退官するも退官賜金を給せざる點より論すれば死亡賜金も亦之を支給すべきものにあらずと理論としては反對説を是認するも現今の實際に於いては死亡賜金を給するの取扱をなせり

(二八)本官より試補又は見習に轉じたるときは退官と看做し其の際退官賜金を支給し得べきや

支給し得るものとす何となれば試補又は見習は待遇官吏にして本官と其の性質を異にするものなればなり

(二九)宮内省より他の官廳に轉じ若しくは他の官廳より宮内省に轉じたる官吏の恩給は宮内省と他の官廳との奉職年數を通算すべきや

然り通算すべきものとす明治二十年五月閣令第十三號を看よ

(三〇)官吏恩給法第九條に依り除算せられたる年齢二十歳未満の在官年數に對しては退官賜金を支給し得べきものなりや否や

單に退官賜金のみを支給する場合には年齢二十歳未満の在官年數も之を通算

すと雖も恩給を受くるに至りたる場合には之を除算すべきものなり

(三一)科目達の仕拂を爲したるときは如何なる手續に依り之を正誤すべきか

帳簿上に於いて科目の更正をなせば足れり但し整理期間を経過するときは更正をなすこと能はざるに至るが故に注意すべし彼の科目達の仕拂を誤拂となし債主より仕拂金額を返納せしめ更に正當科目より仕拂をなすが如きは啻に無用の手數なるのみならず之を會計法第二十三條の誤拂とするは其の當を得ざるものと謂ふべし

(三二)支出科目を異にして購入したる同一種の物品(但し事業材料品を除く)にして物品出納簿拂出以後は他の帳簿及び現品に於いて之を混同整理するも差支なきや

物品出納簿は費途別に記帳整理するを要するものなりと雖も之が拂出以後に於いては便宜混同整理するも差支なかるべし

(三三)不動産の購買契約を甲年度に於いて締結し物件の引渡を受け且つ登記を済したる上にて代金を仕拂ふ旨を約せり而して乙年度に於いて物件の引渡を受

け登記を結了したりとせば之が代金支出の年度は甲乙何れに屬せしむべきや
會計規則第二條第四號に依り契約締約の時期を以て所屬年度となすべし

(三四)豫算に表示せざる各所新營をなし得る場合ありや

有り抑も豫算の目的は科目をいふにあらず又豫算算出の基礎をいふにもあらず豫算決定の際豫想せられたる事實的要件を指すものにして該要件は豫算の編成上或は之を列記的に表示し或は之を概括的に表示す土木費營繕費の如きは概ね列記的に表示するも營繕費中各所新營に至りては多くは概括的性質を有し其の事業を特定して列記したるものにあらず是れを以て營繕費款新營費(項中各所新營目)は其の各事業を増減變更し得るは勿論同項中に列舉したる各事業を完成したる後豫算に殘餘ある場合に於いて之を既設に係る各所新營の目に流用し豫算に表示せざる新營をなすも豫算目的外となざるなり

(三五)電話使用料及び附加使用料等は前納を要するや否や

電話規則(三九、六通信省令)第三十六條に依り前納するを原則とするも官廳より納入すべき電話使用料及び附加使用料其の他電話線接續料等は總て後納のこ

とに取扱ふの例となれり(三一、四電務局長)
依命通牒參照

(三六)乙年度の始めに於いて納入すべき物品の購入に對し甲年度末に於いて購入契約を締結するも差支無きや

乙年度の豫算官報に公布せられたる以後に於いては本省より豫算配賦の有りたると否とに拘はらず本省の許可を得れば契約を締結し得べし但し要急のものにあらざる場合は豫算の配賦を待ちて處理するを穩當とすべし而して歳出の所屬年度は現に物品を納入したる年度即ち乙年度なること勿論なりと知るべし

(三七)出納官吏は金庫へ寄託したる金錢に對し保管の責任を有するものなりや否
や(但し現金前渡官吏の義)

保管の責任なし何となれば現金出納官吏は保管物取扱規程の定むる所に據り保管金を金庫に寄託し其の保管を移すものにして寄託の手續を了したるときは即ち保管の責を他に移したる時なれば是れを以て明治二十八年五月大藏省訓令第二十號に出納官吏に於いて明治二十六年大藏省令第二十號保管物

取扱規程に依り其の保管に屬する現金に送付書を添へ金庫へ寄託せしときは出納官吏現金出納簿中拂の欄に其の金額を登記する儀と心得べしと規定したり右拂出後に保管の責任なきは多言を要せざる所なるべし然るに説をなす者は曰はく拂渡證書は出納官吏の資格にて發行するものなるを以て拂渡の手續終了するまでは寄託金に對し保管の責任あり又寄託金を他へ移送する必要ある場合に移送を受くべき出納官吏の所在地に金庫無きときは一先づ出納官吏に於いて現金を引出し送付の手續をなすべく即ち寄託以後と雖も寄託金受領の職權を有するが故に保管の責任を有するものなりと然れども拂渡證書の發行と現金の保管出納とは自ら別個の事に屬し又寄託以後に引出し得るは移送の場合に限り而かも被移送者をして直接金庫より現金を領收せしむるは原則とするが故に保管の責任ありとの説は其の論據薄弱にして採るに足らずと謂ふべし

(三八)供託法に依り金庫が取扱ふ金錢又は有價證券に對する時效は如何なる規定を適用するを相當とするや

右に關しては三説あり第一會計法の期滿免除の規定を適用せんとするもの第二保管金規則の規定を適用せんとするもの第三民法に定むる時效の各條項を適用せんとするものはれなり第一の論者は會計法第十八條に所謂政府の負債なる意義を廣く解釋し供託物の保管は國庫と供託者又は第三者との間に債權債務の關係を生ずるものなるが故に是等の關係の消滅は會計法に定むる期滿免除の規定を適用すべきものなりといふも同法第十八條は國家の歳入歳出に對し規定したるものに外ならず故に供託物の如き單に政府が保管するの義務を有するに止り歳入歳出に何等の關係無きものにつきてはたとひ金錢に係るも猶ほ之が適用無きことは保管金の時效に關し別に保管金規則なる法律の存するに従するも明瞭なりとす殊に有價證券に關して其の適用無きことは論ずるを要せざる所なり又第二の論者は供託物は一種の保管物なり政府が法律勅令又は從來の規則に依り保管するものは總べて保管金規則に定めたる時效を適用すべきものなりといふも是れ保管金と供託金との區別を混同せる謬論にして保管金規則は政府が保管する公有金私有金に對してのみ適用すべく供託

法に依り取扱ふ金錢又は有價證券に適用無きは明瞭なる所なり殊に保管金規則は金錢に限り適用せらるゝものにして有價證券に適用無きこと多言を要せず故に第二の説も之を是認することを得ず結局第三説たる民法に定むる時效の各條項を適用すべしといふを以て最も正當なる議論なりと謂はざるべからず而して供託物に對する利息の時效に關しては元本と其の趣を異にし純然たる政府の歳出として仕拂はるべきものなるが故に當然會計法第十八條を適用すべきものとす以上の理由に依り大藏省理財局長より明治四十年十月往第一五、八七六號を以て金庫出納役へ(1)供託の金錢又は有價證券の引渡しに關する時效は民法に規定せる時效の各條項を適用すること(2)供託法第四條に依り代供託物又は附屬供託物及び有價證券の利札の引渡しに對する時效も前同斷(3)供託の金錢に對する利息の時效は會計法に規定せる時效を適用することに省議決定したる旨通知をなしたり

(三九)政府に對する保證金其の他の擔保に供したる國債を公賣に付するも擔保額を償ふに足らざる場合は如何に處置すべきか

此の場合には不足額を追徵すべきものとす其の容易に追徵し得べき見込無き場合に限り明治四十二年三月法律第九號に依り國債整理基金豫算の許す限度に於いて該證券を買入銷却することを得るものとす然れども國債整理基金の豫算にも限りあり悉く買入銷却をなす能はざるは固よりなるに一面明治四十一年十一月勅令第二百八十七號には政府に納むべき保證金其の他の擔保に充用する國債の價格は其の債權金額に依ると規定せられたる結果政府は往々多額の損失を招くことあり例へば物件を拂下げ之が代金延納の擔保として國債を其の債權金額にて納めしめ拂下物件を引渡したるに買受人代金を納入せざるが如き場合には止むを得ず該擔保物件を處分せざるべからず而して國債の時價は其の債權金額より低きを常とするが故に擔保額を償ふに足らず之を追徵せんとするも整理基金の豫算に限りありて其の目的を達すること能はず爲めに政府は見す／＼多額の損失を忍ばざるべからざるに至る此の如き事例は農商務省所管各大林區署に於ける林產物品の賣拂等に於いて往々之を見る所なり

論者或は曰はん右の如き無資力の徒に拂下げをなすは抑も其の根本に於いて取扱を誤れりと然り若し隨意契約を以て賣拂ふものとせば寔に論者の言の如し然れども競争契約に依る場合は一般に入札保證金だに納付せば入札することを得べく而して落札したる場合に一定の擔保を提供せば代金延納を許可することを得べきが故に前述の如き場合を生ずることあるは止むを得ざるの結果なりとす又或は曰はん明治四十二年十一月勅令第三百十八號には延納を許可することを得とありて許可すべしと命ぜざるが故に無資力の者信用確實ならざる者等に對しては延納を許可せざれば可なるにあらずやと然れども其の果して信用確實なりや否やは豫め之を知ること能はざる場合あり其の無資力なりや否やも亦突嗟の間之を調査すること能はず且つ落札人の顔觸れ如何に依りて或は延納を許可し或は之を許さずといふが如きは兎角の譏を醸し易く當初既に有價證券を擔保とするときは延納を許可する旨公告するを例とするが故に落札後俄かに之が許可を拒むこと能はず要するに何等か規定に改正を加ふるにあらざれば右に述べたる弊を生ずるは數の免がれざる所なりとす宜しきて其の詳細を知るべし

しく一考すべき所なりと謂ふべし

(四〇)歳入歳出國庫内移換收支の取扱手續如何

國庫内移換の手續を以て歳入歳出の收支を要するときは所管大臣より(所管大臣を經由して當該官より請求すべき特別の規定あるものは當該官より)一定の書式に従ひたる請求書を大藏大臣に送付すべく大藏大臣は右の請求書に依り國庫内移換命令を金庫出納役に送付し金庫出納役は大藏大臣の命令に依り當該金庫をして國庫内に於いて歳入歳出の移換收支を執行せしめ之を歳入徵收官又は仕拂命令官に通知するものとす但し從來所管大臣の請求を待たず國庫に於いて直ちに移換の手續をなしたるもの例へば時效に罹りたる歳出仕拂未濟金、保管金、供託金を歳入に繰入るゝ場合又は歳計剩餘金を翌年度の歳入に繰入るゝ場合の類は大藏大臣より發する金庫出納役への移換命令案を所管大臣に合議し所管大臣より大藏大臣への請求書を省略するものとす此の他右の手續に關しては大正四年三月大藏大臣通牒歳入歳出國庫内移換收支取扱手續につきて其の詳細を知るべし

(四一)甲物品會計官吏保管中の物品を乙物品會計官吏に保管轉換をなすに當り通運便等に依り送付する場合甲は物品拂出の決議に依り發送の日を以て出納簿を拂出すべきものなるや將た乙の領收證書の日を以て拂出すべきものなるや右に關しては兩說あり余は物品會計官吏の責任上乙の領收證書の日を以て拂出すべきものと信するも司法省に於いては物品拂出の決議に依り發送の日を以て出納簿を拂出すの取扱に依れり實際の取扱上頗る議論の存する所なり

(四二)會計規則第八十條に所謂仕譯の範圍如何

單に設計材料の仕譯のみにあらずして請負工費に對する仕譯を指すものなるを以て材料人工等請負金の内容に屬する單價に至るまで記載して算出の基礎を明示するを要す

(四三)明治二十三年勅令第百九十三號を適用するに當り購入物品の品質を變更するは適法なりや

違法なりとす何となれば品質を變更するが如きは契約の要素の變更となり條件の變更よりも一層重要な事態に屬し勅令第百九十三號の趣旨に適せざれば

違法なり

なりされば再度の競争入札を避けんがために右の勅令を悪用して品質の劣等なる物品を納入せしむるが如きは許すべからざる違法行爲なりと謂ふべし

(四四)一括して競争に付すべきものを分割して競争に付するは違法なりや

違法にはあらざるも適當の處置といふこと能はざるべし其の特に分割するの必要ある場合は格別なりと雖も然らざる場合には一括して同時に競争に付する方手數の上よりいふも將た經費の上よりいふも利益多きこと言ふを待たざる所なるべし

(四五)隨意契約に依り得る範圍内の物品購買を競争入札に付したるに不結果に終りたり此の場合に競争入札に付するとき定めたる價格及び其の他の條件を變更して隨意契約に依り購買するも違法にあらざるか

元來隨意契約に依り得る範圍内のものなるが故に競争入札不結果後價格其の他の條件を變更して隨意契約に依るも何等の差支なし但し此の場合には固より明治二十三年勅令第百九十三號を適用するものに非ずと知る可し

(四六)競争入札に付して購買したる物件の増買をなし又は競争契約に依り請負は

しめたる工事の建増等をなす場合には隨意契約に依り得ざるや
増買又は建増の價格が競争入札に付すべき程度のものなりや否やは先決問題
なり若し隨意契約に依り得る範圍内のものとするも何故最初に之を一括して
競争に付せざりしやとの問題起ることあるべし然れども元來隨意契約に依り
得る範圍内のものなるが故に増買建増共に隨意の契約に依ること差支無きも
のといふべし之に反し若し競争入札に付すべき範圍内のものなりとせば原則
としては隨意契約を許さざるものと謂はざるべからず殊に物品の購買等に於
いて然り然れども工事の建増等にして競争に付したる分と同一の者に請負は
しめざれば甚しく不利なる場合又は到底之を分割して他人に請負はしむるこ
との不可能なる場合等には止むを得ざる例外として隨意契約を許すの外無き
場合あるべし而して此の際若し最初の競争入札當時豫見し得べかりしことな
りしに拘はらず故意怠慢に依り之を豫見せず後日建増等をなすに至りたるもの
のとせば不當の處置なりとの譏を免るゝ能はざるは勿論なりと謂ふべし

(四七)工事の請負又は物品の購入等につき競争入札を執行する場合に於ける入札

保證金は落札人以外の分にして即時還付するものに對しても尙ほ現金出納簿
に登記するを要するや

理論としては登記を要するものとす然れども即時還付するものなるが故に便
宜領收證の原符を以て代用整理するも可なるべし而して領收證には番號、納人、
保證金の種類、金額、領收したる旨の記載及び落札せざる者に對しては本書引換
に前記の現金(又は有價證券)を還付するものとすとの記載、歳入歳出外現金出納
官吏官氏名又は保管物取扱主任官氏名年月日宛名等を記載し原符には番號納
人保證金の種類金額年月日等を記載せば便宜多かるべし

(四八)石炭の類を指名競争に付せんとする場合に品質別の豫定單價を定め置き入
札者の選擇に任せ入札せしむるも差支なきや
差支なし例へば田川四尺一等炭、下山田一等炭、仲津原炭等各種の石炭につき豫
め試験して品質を定め置き各炭種別に豫定價格を調製し各此等の石炭を有し
て賣買する商人を指名し入札せしむるも違法にあらず而して豫定價格以下に
して最低價格なるものを落札者と定むるなり例へば田川四尺一等炭の豫定價

格一萬斤五拾貳圓下山田一等炭四拾四圓仲津原炭四拾參圓なりとし入札は田川に對し四拾八圓參拾九錢下山田に對し四拾壹圓拾五錢仲津原に對し四拾七圓八拾錢なりとせば田川四尺一等炭の入札者を以て落札人と定むるが如き是れなり

(四九) 政府は會計検査院の検査報告につき質問をなし又は之に對して反駁を加へ得るや

報告の意義明瞭を缺く場合に之を質問するは可なり是れ検査報告は會計検査院最終の決定なるが故に他官廳の容喙を許さざる所なるも質問は單に其の意義を明かにするの手段にして決定其のものに對して容喙するものにあらざればなり

右の如く質問は之を許すと雖も會計検査院に對し其の検査報告を不當なりとして反駁を加ふることを得ず又たとひ事實の認定につき見解を異にする場合あるも抗議することを得ず要するに検査報告は確定不動のものにして何人も之を動かすこと能はざるものなり

政府が年々辯明書と稱して検査報告に對し會計検査院報告の通又は政府の處置は不當にあらず等の見解を具して帝國議會に提出するも是れ議會に於ける審査の資料となすに過ぎず之を以て検査報告に對する辯駁書と見るは失當なりと知るべし

(五〇) 検査報告に追報告なるものありや

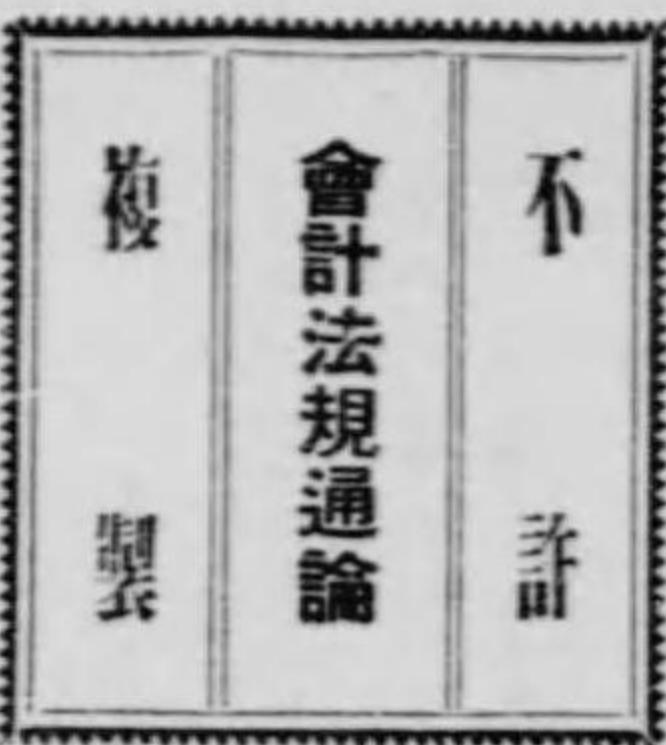
無したとひ検査確定を経たる決算に過誤ありしを知らず検査報告提出後之を發見するも追報告の手續をなさざるものなり是れ決算は一ありて二あるを許さず検査報告も亦一無かるべからずして二あるべからざる性質のものなればなり即ち司法裁判所の確定判決と等しく検査報告提出後は何等の方法を以てするも之を動かすこと能はざるものと知るべし

會計法規通論 終

發行所
專賣行

振替東京市日本橋區本石町三丁目
振替大阪市口座東京神田區今川小路二丁目八〇番地
大坂四丁七番目
大坂四丁七番目

會合社資
清東京寶水
大阪寶文書館
館



發行者

武藤榮治郎

大正四年七月壹日印刷
大正四年七月五日發行

定價金貳圓五拾錢

印 刷 者

葉多野太兵衛

東京市牛込區市谷加賀町一丁目七番地

印 刷 者

青柳十一郎

東京市神田區今川小路二丁目四番地

第一精良印

◀眉白之中書法政行▶

京都帝國大學
法科大學教授

法學博士 市村光惠著

增訂改版行政法原理

上製背皮定價參圓八拾錢
全臺冊小包料拾六錢

著者曩に行政法原理を公にするや、其の論理は明晰、考證は該博にして而も斯學大
小の疑問を解決して剩すなく、加之其の實際との調和を保つに力められたる點に於
て一頭地を抜き、研究者必讀の書として好評噴々たり。爲めに初版再版忽ちにして
盡くるの盛況を呈し、江湖の需要は更に一層を加へたり。其後著者官命により歐洲
に留學せられたれば歸朝を待ちて訂正を請ひ第三版を刊行し、重版數次を加へた
り。今回更に法令の改竄に伴ひたる該書の増訂を遂行して江湖の高需に酬いんこと
を企てたり。著者幸に快諾せられ、凡て現行法令に準據し更に從來の研究の結果に鑑
み、推敲數次を重ねて全然一箇の新著を成せり。本書第四版即ち是なり。而して此
の書たる前書に比して其の叙述は一層正確精緻、特に學理と實際の調和を主とし、
歐洲最新の學理を加味したるの點に於て、又博士の識見躍如たるものありて、行政
上の諸問題に對して適確なる斷案を下せる點に於て前書の比にあらず。蓋し總頁數
一千二百中一の閑文字なく、空章句なく、字句悉く金石の聲を發すといふも不可な
きなり。敢て江湖斯學に志す士の一讀を希ふ。

發行所：東京市日暮里橋本町三丁目
大阪市東區淡路町四丁目

| 實文館發兌書目 | | | | | | | | | |
|----------|---------------------|---------------------|----------|-----------|-----------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 貨 | 關稅行政綱要論 | 日本經濟學講話 | 人生及經濟史論 | 財政學 | 日本經濟史論 | 法學士增訂改版 | 法學博士增訂改版 | 法學士增訂改版 | 法學士增訂改版 |
| 商學士松村光三著 | 小樽高等商業學校教授法學博士津村秀松著 | 神戶高等商業學校教授法學博士津村秀松著 | 法學士藤井宇平著 | 法學博士福田德三著 | 法學士坂西由藏譯 | 慶應義塾大學教授法學博士堀江歸一著 | 神戶高等商業學校教授法學博士津村秀松著 | 神戶高等商業學校教授法學博士津村秀松著 | 神戶高等商業學校教授法學博士津村秀松著 |
| 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 |
| 全一冊 | 製定價金壹圓參拾錢 | 製定價金壹圓五拾錢 | 裝定價金六拾錢 | 製定價金壹圓五拾錢 | 製定價金壹圓五拾錢 | 參圓四拾錢 | 製定價金七拾五錢 | 製定價金七拾五錢 | 製定價金七拾五錢 |
| 冊送料金拾八錢 | 冊送料金拾八錢 | 錢 | 錢 | 冊送料金拾八錢 | 錢 | 參圓拾錢 | 冊送料金拾六錢 | 冊送料金拾六錢 | 冊送料金拾六錢 |
| 六錢 | 六錢 | 錢 | 錢 | 六錢 | 錢 | 貳圓五拾錢 | 貳圓五拾錢 | 貳圓五拾錢 | 貳圓五拾錢 |

| 實文館發兌書目 | | | | | | | | | |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 工 | 商業政策 | 法制經濟大資料 | 國民經濟學原論 | 經濟學大意 | 經濟學 | 商業通義 | 商業政策 | 最新增訂 | 商文館編輯所編纂 |
| 法學博士關一著 | 神戶高等商業學校教授法學博士平尾丹治著 | 神戶高等商業學校教授法學博士津村秀松著 | 神戶高等商業學校教授法學博士津村秀松著 | 菊判全二冊 | 菊判全二冊 | 菊判全二冊 | 菊判全二冊 | 新改訂 | 實文館編輯所編纂 |
| 上製定價上 | 下製定價上 | 上製定價上 | 上製定價上 | 上製定價上 | 上製定價上 | 上製定價上 | 上製定價上 | 上製定價上 | 上製定價上 |
| 二冊送料 | 二冊送料 | 二冊送料 | 二冊送料 | 二冊送料 | 二冊送料 | 二冊送料 | 二冊送料 | 各拾貳錢 | 各拾貳錢 |
| 下上拾六錢 | 下上拾六錢 | 下上拾六錢 | 下上拾六錢 | 下上拾六錢 | 下上拾六錢 | 下上拾六錢 | 下上拾六錢 | 貳圓參拾錢 | 貳圓參拾錢 |

實文館發兌書目

高山圭三著
火災保險及其經營
全一冊製定價金壹圓八拾錢

大西猪之助著
帝國主義論

菊判定價並製壹圓貳拾錢
全一冊送料金八錢

小樽高等商業學校教授坂本修
訂交通論

海運政策
全一冊製定價並製壹圓參拾錢
全一冊送料金八錢

小樽高等商業學校教授坂本陶
第三卷交通論

都市及電氣鐵道
全一冊製定價金壹圓八拾錢

商學士佐野次郎
小樽高等商業學校教授坂本陶
第三卷交通論

海運政策
全一冊製定價並製壹圓參拾錢
全一冊送料金八錢

商學士佐野次郎
小樽高等商業學校教授坂本陶
第三卷交通論

都市及電氣鐵道
全一冊製定價金壹圓八拾錢

商學士佐野次郎
本邦企業者聯合及合同
上一冊製定價並製壹圓五拾錢

菊判定價並製壹圓參拾錢
全一冊送料金拾貳錢

矢島家幸著
ルド氏勞動功程論
全一冊裝定價金六拾錢

業上一冊裝定價金六拾錢
全一冊裝定價金八拾錢

神戶會計學會編纂
會計學論叢
第一冊全一冊裝定價金六拾錢

菊判定價並製壹圓五拾錢
全一冊送料金拾貳錢

商學士山縣憲一著
職工組合論
會計法規通論
武藤榮治郎著

會計法規通論
全一冊裝定價金六拾錢
菊判定價並製壹圓五拾錢
全一冊送料金拾貳錢

小樽高等商業學校講師高島佐一郎著
金融の原理
全一冊裝定價金壹圓五拾錢

菊判定價並製壹圓五拾錢
全一冊送料金拾貳錢

| 京都帝國大學助教授法學士 河上肇著 | | 京都帝國大學助教授法學博士 田島錦治著 | | 京都帝國大學助教授法學博士 田島錦治著 | | 京都帝國大學助教授法學博士 田島錦治著 | |
|--------------------|-----------|---------------------|------|---------------------|---|---------------------|---|
| 全經濟發兌館文賣 | | 第一編 經濟學根本概念 | | 第二編 生產論 | | 第三編 消費論 | |
| 農業經濟學 | | 交易論 | | 論 | | 論 | |
| 東北帝國大學教授法學博士 高岡熊雄著 | 第一編 農業經濟學 | 慶應義塾大學教授ドクトル 氣賀勘重著 | 井時敬著 | 本 | 合 | 定價金壹圓參拾錢 | 以 |
| 洋一冊定價金四六錢 | 洋一冊定價金八錢 | 津村秀松著 | 松著 | 送料金八錢 | 錢 | | |
| 裝定價金四六錢 | 裝定價金八錢 | 田島錦治著 | 著 | | | | |

| 寶文館發兌經濟全書 | 東京帝國大學教授法學博士 川瀨善太郎著 第五編 獵業 | 東京帝國大學教授法學博士 川瀨善太郎著 第二編 林業 | 東京帝國大學教授法學博士 川瀨善太郎著 第一編 貯蓄機關論 |
|---------------------|--------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 爲替貯金局長法學士 下 村 宏著 | 京都帝國大學教授法學博士 戸田海市著 第六編 殖民經濟 | 京都帝國大學教授法學博士 山本美越乃著 第六編 水產經濟 | 京都帝國大學教授法學博士 山本美越乃著 第四編 貯蓄機關論 |
| 長崎高等商業學校教授法學士 山內正瞭著 | 京都帝國大學教授法學博士 戶田海市著 第三編 工業經濟 | 京都帝國大學教授法學博士 戸田海市著 第三編 工業經濟 | 京都帝國大學教授法學博士 戸田海市著 第三編 工業經濟 |
| 洋一冊裝定價金壹圓貳拾錢 | 洋一冊裝定價金貳圓貳拾錢 | 洋一冊裝定價金貳圓貳拾錢 | 洋一冊裝定價金壹圓參拾錢 |
| 送料金拾貳錢 | 送料金拾貳錢 | 送料金拾貳錢 | 送料金拾貳錢 |

| 京都帝國大學教授法學博士 神戶正雄著 | | 京都帝國大學教授法學博士 松崎藏之助著 | | 京都帝國大學教授法學博士 戸正雄著 | |
|--------------------|-------------------|---------------------|---------------------|-------------------|--------------------|
| 第五編 經濟史總論 | 第六編 經濟學研究方法 | 第六編 國家財政史 | 第三編 統計學汎論 | 第五編 公債論 | 第四編 租稅通論 |
| 京都帝國大學教授文學博士 内田銀藏著 | 東京帝國大學教授法學博士 金井延著 | 法學博士 小林丑三郎著 | 京都帝國大學教授法學博士 松崎藏之助著 | 京都帝國大學教授法學博士 戸正雄著 | 京都帝國大學教授法學博士 神戶正雄著 |
| 本合上以 | 本合上以 | 定價金壹圓拾錢 | 定價金壹圓拾錢 | 全洋一冊 裝定價金七八拾錢 | 全洋一冊 裝定價金八八拾錢 |
| 送料金八錢 | 定價金參拾五錢 | 送料金八錢 | 定價金壹圓拾錢 | 八 | 八 |

書律法免發店書水清東

| | | | | | |
|-------------------|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | | | |
| 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 第一編 國法學 憲法篇 全一冊 定價金四圓五拾錢 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 |
| 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 第二編 國法學 行政篇 總論上 定價金貳圓七拾五錢 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 |
| 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 帝國憲法大意 全一冊 定價金八拾錢 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 |
| 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 日本行政法大意 全一冊 定價金八拾錢 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 | 行政裁判所評定官法學博士 清水澄著 |
| 辯護士三浦數平著 | 全一冊 定價金壹圓五拾錢 小包料金拾貳錢 | 全一冊 定價金八拾錢 小包料金八錢 | 全一冊 定價金八拾錢 小包料金八錢 | 全一冊 定價金八拾錢 小包料金八錢 | 全一冊 定價金八拾錢 小包料金八錢 |

東京清水堂發行法律書

| | | | |
|--------------------|--------------------|--------------|-------------------------|
| 行政裁判所評定官法學博士 | 遠藤源六著 | 戰時禁制品論 | 全一冊 定價金貳圓五錢 小包料金拾貳錢 |
| 東京帝國大學教授法學博士 | 立 | 內亂ト國際法 | 全一冊 定價金壹圓五拾錢 小包料金拾貳錢 |
| 大使館書記官法學博士 | 長岡春一著 | 增成文國際公法 | 全一冊 定價金五圓 |
| 大使官書記官法學博士 | 長岡春一著 | 倫敦海戰法規 | 全一冊 定價金拾六錢 |
| 大使館書記官法學博士 長岡春一著 | 大使官書記官法學博士 長岡春一著 | 最世界外交史 | 全一冊 定價金壹圓五拾錢 小包料金八錢 |
| 京都同志社大學教授法學博士 蟻川新著 | 京都同志社大學教授法學博士 蟻川新著 | 南滿洲に於ける帝國の權利 | 全一冊 定價金壹圓五錢 小包料金八錢 |

東京清水發书店

| | | | | |
|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 手形法 | 債權各 | 物權 | 債物 | 大審院判事法學博士 橫田秀雄著 |
| 瑞西債務法 | 債權大意 | 權論 | 法論 | 大審院判事法學博士 橫田秀雄著 |
| 日本民法 | 全一冊 定價金參圓五拾錢 小包料金拾六錢 | 全一冊 定價金參圓五拾錢 小包料金拾六錢 | 全一冊 定價金參圓五拾錢 小包料金拾六錢 | 大審院判事法學博士 橫田秀雄著 |
| 商法對比 | ドクトル、ユリス 水口吉藏著 | ドクトル、ユリス 水口吉藏著 | ドクトル、ユリス 水口吉藏著 | ドクトル、ユリス 水口吉藏著 |

東京清水發书店

| | | | |
|------------------|-------------------------|------------------|-------------------------|
| 國家之研究 | 東京帝國大學教授法學博士 寛克著 | 東京帝國大學教授法學博士 寛克著 | 東京帝國大學教授法學博士 寛克著 |
| 萬邦之精華古神道大義 | 皇國之根柢續古神道大義 | 萬邦之精華續古神道大義 | 皇國之根柢續古神道大義 |
| 東京帝國大學教授法學博士 寛克著 | 東京帝國大學教授法學博士 寛克著 | 東京帝國大學教授法學博士 寛克著 | 東京帝國大學教授法學博士 寛克著 |
| 前大分縣警察部長今村惟善著 | 有賀成可著 | 前大分縣警察部長今村惟善著 | 前大分縣警察部長今村惟善著 |
| 個性鑑別法の研究 | 表現之法理 | 個性鑑別法の研究 | 表現之法理 |
| 下卷 | 全一冊 定價金壹圓七拾錢 小包料金拾貳錢 | 下卷 | 全一冊 定價金壹圓五拾錢 小包料金拾貳錢 |
| 上卷 | 小包料金拾貳錢 | 上卷 | 小包料金拾貳錢 |

東京清水書店發兌法律書

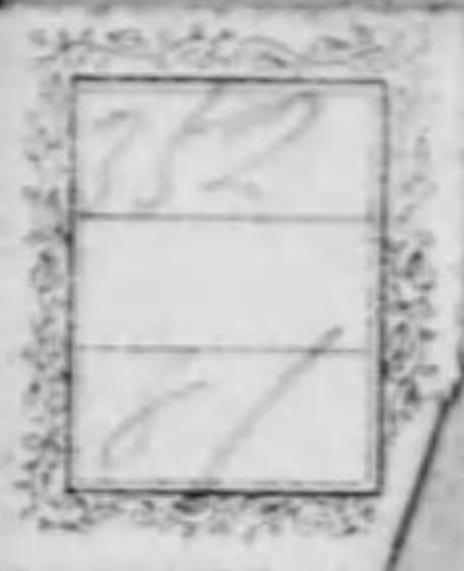
| | | |
|-----------|-------------|-------------------|
| 日本制裁法規 | 全一冊定價金貳圓五拾錢 | 清水書店編輯部編纂 |
| 日本警察法 | 全一冊定價金八拾錢 | 法學士御厨規三著 |
| 日本刑事訴訟法綱要 | 全一冊定價金壹圓五拾錢 | 法學士杉生糺著 |
| 日本刑法綱要 | 全一冊定價金八拾錢 | 法學士神谷健夫・法學士神原甚造共著 |
| 日本刑法詳論 | 全一冊定價金參圓參拾錢 | 法學士杉生糺著 |
| 日本刑法要論 | 全一冊定價金壹圓六錢 | 法學士御厨規三著 |
| 日本刑法大意 | 全一冊定價金拾貳錢 | 法學士御厨規三著 |

東京清水書店發兌法律書

| | | |
|--------------|-------------|----------------|
| 各國之政黨 | 全一冊定價金六圓五拾錢 | 外務省御編纂 |
| 倫敦地方行政 | 全一冊小包料金拾貳錢圓 | 東京市役所御編纂 |
| 歐米我觀 | 全一冊定價金壹圓七拾錢 | 法學博士蜷川新著 |
| 膠洲灣の占領と樺太の占領 | 全一冊定價金壹圓五拾錢 | イエーリング氏原著三村立人譯 |
| 權利爭鬭論 | 全一冊小包料金拾貳錢圓 | 法學博士蜷川申譯 |
| 法律原論 | 全一冊定價金六拾錢 | テリー氏原著土居寛人譯 |
| 法律論 | 全一冊定價金壹圓五拾錢 | 法學博士蜷川新著 |

清 水 書 店 · 輯 編 · 部 編 · 築

| | | | |
|--------|----|--------------|---------------|
| 日本六法全書 | イ印 | 特製繩皮 天金爪掛 | 正價金壹圓五拾錢 |
| 日本六法全書 | 口印 | 上製總皮 天金美本 | 正價金壹圓參拾錢 |
| 日本六法全書 | 八印 | 總クロ一 ス製爪掛 | 小包料金八 正價金九 |
| 日本六法全書 | ニ印 | 總クロ一 ス製美本 | 小包料金八 正價金七 |
| 日本六法全書 | 木印 | 薄手特製 總皮天金 | 小包料金八 正價金八 |
| 日本六法全書 | 木印 | 薄手總 ロース製 | 八拾 正價金五 |
| | | | 八拾 小包料金 |
| | | | 錢 錢 |



終

